

流山市市民参加条例第24回検討委員会会議録

日 時：平成23年2月7日（月）

午後7時から9時30分まで

場 所：市役所 304会議室

出席委員

梅谷委員、狼委員、越智委員、片岡委員、金田委員、管原委員、
田口委員、野路委員

欠席委員

伊藤委員、内藤委員

市民参加条例検討委員会アドバイザー

関谷 昇 先生（千葉大学法経学部 准教授）

傍聴者

なし

事務局

倉田市民生活部長、兼子コミュニティ課長、高橋課長補佐、
須郷係長

議 題

- （1）最終修正について
指導後の修正

- （2）提言書作成について

(事務局・高橋)

皆様こんばんは。ただいまから流山市市民参加条例第24回検討委員会を開催いたします。委員長、よろしくお願いいたします。

(委員長)

本日の出席状況ですが、欠席の申し出はI委員から出ています。副委員長は前回、難しいというお話をされていましたが、正式には届けが出ていない状態ですが、現在は出席者8名、欠席者2名でありまして、流山市市民参加条例検討委員会要綱第6条の規定に基づいて、半数以上の出席がございますので会議は成立していることを報告します。

今日は24回目の委員会ですけれども、いよいよ25回目、次が最終回となります。それを前にして、今回は最初に検討案の最終修正についての話をし、そして提言書の作成について話をしたいと思います。9時には終わるように進めたいと思います。

では、最終修正について入ります。最初に前文です。これは今まで皆さんにいろいろ御協力をいただいて、これを修整してきましたけれども、今回先生のアドバイスもいただいて、前文、6つくらいあります。これはこの1ページだけなので、これは読ませていただきます。

「オオタカが生息する流山市は、東京の都心に一番近い森のまちです。平成17年に秋葉原と筑波を結ぶつくばエクスプレスが開通し、人口増が進んでいますが、それに伴い急速な開発も始まっています。その中で、自然を護り、福祉の充実を図り、歴史を再発見していくなど流山を「住んで良かった、ずっと住みたいまち」にしていくために様々な市民活動が活発に活動しています。

平成21年春、流山市は自治基本条例を施行しました。この自治基本条例は地方分権以降の「自分達の地域の課題は、自分たちで考え、自分たちで解決に向けて行動する」ための基本ルールで、「市民は自治の主体であり、主権は市民にある」とし、「市民参加は市民の権利である」として、市民自治のまちづくりを正面に据えた条例です。そしてこの自治基本条例を具現化するために流山市市民参加条例の制定が定められました。

また、平成21年春、自治基本条例と同時に流山市議会基本条例が施

行され、議会においても市民参加の取り組みを進めることが謳われています。

さて流山市市民参加条例は新しい考え方をいくつか取り入れています。

(1) 市民参加を広義に捉えました。行政参加だけでなく議会参加も様々なコミュニティ参加も市民参加です。

(2) 公的な場や機会だけでなく現場での問題発見や課題設定への参加も重視しました。

(3) 参加主体は流山市に関わるすべての人々を対象としました。

(4) 参加方法も多様なものを用意し、参加主体が自分の関心に応じて参加できる環境を整えました。

(5) 市民参加は目的実現の手段です。目的達成への実効性を重視します。

市民一人ひとり、行政職員、そして議会関係者もこの流山市市民参加条例を理解・活用し、流山市の新しいまちづくりに具体的に参加されることを期待します。」という文章に変えました。

ご意見、ここはなぜかとか、ここをもう少しこうしたほうがいいのではないかとか。

(J 委員)

1つパッと気になったのは、2つ目のパラグラフの最後のところ、「制定が定められました」というのは、これはちょっと屋上屋なので、「制定されました」でいいのではないですか。

(委員長)

「制定されました」ですね。はい。

(D 委員)

それで同じ関連で、「制定されました」といっても、これは前文ですから、「制定します」とか何か、そういうことで。これは主体なのでよね。

それと、多分先生のおっしゃっていることは入っていると思うのです

けれども、やはりこの（１）（２）（３）（４）（５）というのは前文としてなじまないし、もう少し文章としてふくらみのあるような。やはり上の、市民活動が活発に活動しているという、そこでやはり市民の力というのがすごくあるまちだというふうに、そのための市民活動なのではないですか。そういう形を、このまちの特徴として挙げているのだろうと思うのですよね、最初に。そうすると、そういう市民の力というものがやはりとてもまちづくりに必要だから、こういう形のものにしていくというふうな、その流れというのがちょっと見えないのですよね。

まあ確かに、参加は全部をとらえましたということで、言葉としてはそうなのですが。やはり開発が進んで、ニューファミリーが入ってきて、そういう人たちも巻き込んでいきたいとか、そういう市民の新しい力も掘り起こしていくというふうな、そういう部分が文章化していったほうが、私はちょっと後半のほう、いいのではないかなと。思いがね、箇条書きだとやはり思いというものが表れにくいと思うのですよ。

ここで市民参加、市民自治というのは、やはりそういう市民の力を掘り起こしていったり、引っぱり出していくというのも、市民参加条例ではないですか。そういう部分はちょっとあったほうが。なぜ市民参加条例かといったときに、やはりそういう、市民の力をどんどん使っていこうよというか、掘り起こしていこうよというふうなね。そういう部分が私は市民参加条例のしくみづくりにあたりすることなのだと思うのですけれども。そういうもの、やはりこの（１）（２）（３）（４）（５）の部分を含めた文章化のほうが、流れとして思いが入るかなという気がするのですけれども。これはどこがどうというよりも、トータル的な印象としても。

（委員長）

はい。ほかにご意見。

（E 委員）

いいですか。上の６行くらいありますよね、ここは「活発に活動しています」と。それで突然、唐突という感じで「平成２１年春、流山市は自治基本条例を施行しました」ということなので、ここに、今Dさんが

言われたような、やはり、昔の土着の、土着という用語があるかな、ある方々と、30年前くらいに入ってきた我々と、それからごく最近に入ってきた若い世代と、そういう人たちがいろんな力を持っているのだということをおの中にに入れて、何かつなぎにしたらどうかなど。そんなちょっと感じがする。つなぎがちょっとないので。

(J 委員)

その部分はあれではないですかね。この前に関谷先生がおっしゃられたのだけれども、元々流山市というのは非常に、このコミュニティとか、こういう市民自治と言いますか、市民活動が非常に歴史的に早くからつくり上げられてきたという、そのイメージですよ。そこをやはり流山の特徴点として、自分たちでもう1回再認識させるという、そういうところから始まる……

(E 委員)

そういう市民のいろんな、かなり多様な構成になっているのですよね、そういう意味で。そういう意味での多様性があるので。そういう多様性のあるいろんな力を複合的に、何かその人たちの力を合わせればもっといいまちできるのではないかと、みたいな。引き出せば、みたいなことが前段にあって、というところで、こういう自治基本条例も制定されました。それを具体化するために、これこれこういうものをつくり出すと。私は、後段は、この箇条書きでもいいと思うのですよ。別にそぐわなくたって構わないと思う。意味が通じれば。

(D 委員)

意味が通じるというところとは違うと思うのですよ、前文ですから。やはりそのところは、やはり趣旨とか。これは箇条書きだと、趣旨はまあそうですけれども、それは中を読めばわかるわけで。前文というのはどちらかというと、その思いみたいなものを、なぜこういう市民参加条例を市民でまたつくっていくのか。まあ、市民が最終的につくるわけではないのだけれども、そういう部分でやっていったかという部分も、そういう思いがあるわけですから。その思いの部分というのは、や

はりこれだけではあまりにもそっけなさすぎるということで。私はやはり箇条書きは、まあ多少はあってもいいのですけれども、この部分をこういうふうな形というのは、やはりちょっとたりなさすぎるかなと思います。

それからもう1つ、「オオタカが生息する流山市」というのは、オオタカが生息しないとも最近は言われているらしいのですけれども。まあとにかく「都心に一番近い森のまち」ということで、オオタカが生息するように自然を守っていったというのも、市民活動、市民団体だったのですよね、オオタカの森を守ったのも。開発が進んでいったのだけども。だからそこね、「それに伴い急速な開発も始まっています。その中で、自然を護り」だから、ちょっとその辺もやはり流れとしてもう少し、まあ、「始まっていますけれども、何とか」というふうな流れの中で、まあつながっていますけれども、その後もちょっと……

(委員長)

はい。ほかの方。

(C委員)

これは今のところを、「平成17年」以降の2行と、「その中」を、ひっくり返したらどうですか。要するに、昔からこういう市民活動をやっているのだけども、それで17年にこういうふうに環境が変わってきて、若い人も入ってきたし、古くから活動をやっている人もいる。それを新しく掘り起こしてやるために、流山市自治基本条例はその流れでもう出ていますよ、という流れにすればつながりませんか。

(J委員)

うん、そのとおり、そのほうがいいですよ。

(E委員)

ざっと言えばね、もっといいまちにするために、もっといろんな人が市民参加をして、という理念ですよ、1つのね。それは何か表現されたらもっといいのかなと。それで、人が参加して、もっとすみよいい

まちをつくるために市民参加条例をつくりましたと。それでその特徴は、ここに「さて流山市市民参加条例は新しい考え方をいくつか取り入れています」と入っているのですが、ここは例えば「こういうことを狙いにして」とか「こういうことを目的に」とか。例えば「こういうことをするために」とか、「ために、以下のような新しい考え方をいくつか取り入れています」というね、何か補足があったほうが、よりもっとわかりやすいのかなと。

(C 委員)

(1) から (5) をつけるかどうか、ちょっと列挙という形が…

(D 委員)

私はちょっと。これを文章化していくということのほうが大事だと思うのですよね。

(E 委員)

私は、人にもものごとをわかりやすく説明するにはね、箇条書きがいいと。

(D 委員)

前文ですから。私は前文だから思いを込めて、ちゃんとそこを、市民参加というのを文章化するというのは、最初を文章化する……

(E 委員)

だって別に、箇条書きだと思いが込められないわけではないのだよ。

(D 委員)

では、この箇条書きの中では、やはりちょっとそこら辺はとても足りないかなと。

(委員長)

この件に関してほかの方、御意見はありますか。

(J 委員)

箇条書きになる可能性を踏まえての話なのだけれども。この5つは数としては多すぎるし、それから、本来市民参加条例では当たり前ではないかというような内容が、例えば、(5)「市民参加は目的実現の手段です。目的達成への実効性を重視します」なんていうのは、あえてここに項目として掲げなくたっていい話ではないかなと思いますから。だから数の上では多すぎると思います、この項目は。

それから、この中で一番訴えたいのはあれでしょう。行政参加だけでなく議会参加もコミュニティ参加も入れたというのが、例えばほかの市民参加条例に類を見ない特徴点だと。ここは前文の中に入れていいのではないかなと思いますよね。

それから、(2)の課題発見ということも、我々がずっと長期間にわたって論議したことだし、そのことをテーマとしてきたのですから、このこともやはり入れるべき、入れてもいいのではないかと思いますね。

それから、(4)の「参加主体が自分の関心に応じて参加できる環境を整えた」というか、そういったことがいろんな参加する具体的な機会ですか、組織というものがこの中に入っているはずだから。

この3つくらいは、前文の中に特徴点としては、今回定める市民参加条例の中の1つの前文の中に入れてもいいのではないかと思います。それを項目化するかどうかは別としてね。

(E 委員)

ところで、これをこう出して、このまま前文として文体として採用されるのか。あるいはここを箇条書きにして出しても、文章化されるのか。そういう保証は何もないわけですね。

(委員長)

はい。

(D 委員)

この前、ちょっと兼子さんにお伺いしましたよね。前文というのは、

やはりそう簡単に行政がいじれないのではないかなど、私は思うのですけれども。

(兼子コミュニティ課長)

これはそうですね、皆さんの趣旨を尊重しなければいけないというのは、十分あると思います。

(D 委員)

そうですね。それですみません、先ほど J さんがおっしゃっていた 3 項目ということに関しては、私は重点項目として大事だと思うので。まあ箇条書きにするかどうかは別としてね。

なぜ行政参加だけでなく、議会参加、コミュニティ参加も入れたかとかね。それから、流山市に関わるすべての人々を対象にしたというのは、当然普通そうなのだけれども、どういう部分でもって、どういう思いでもって対象をそういうふうに広げて、あえて高齢者とか子どもとかまたニューファミリーも入れたいと思っているか、とかね。そういう部分がないと、箇条書きだとどうしてもその辺が割愛されてしまうという流れになるのですよね。だからやはりそこのところの、なぜという部分のところを文章化することによって、それでふくらんでいって、それでそこが強調されていくというね。

先ほどおっしゃった J さんの 3 点の部分は、私もそれはきっちりと、特徴というか、ここをこういう思いですごく大事にしているよということを書き込むのですけれども。その部分の前後があまりにも。だから、なぜ議会もコミュニティも入れているかという部分は、それはもう部会の中で議論されているところを入れたほうがいいのではないかと思うのですよ。

それから「すべての人々を対象としました」と、普通は市民参加条例というのは、まあ普通はそうなのですけれども、なぜここでそれを書かなければいけないかと言ったら、やはり子どもとか高齢者とかを忘れがちになるとその機会が少なすぎるとか。あとは私はやはり、この急速な開発が進んで人口が進んでいるという上のところと絡んだ部分の世代も、やはりそこのところも今後は市民参加の中のまちづくりに関わっていっ

て、今度は新しい未来につないでいくようなまちにしていきたいというふうなね、そういう部分をやはり書き込みたいと思うのですが。

(C委員)

そうですね。私も(3)のところはちょっとふくらませたほうがいいかなと。「すべての人々」だけで、ちょっとわかりにくいかなというふうな思いはありますね。

それと、ここの(1)から(5)と、次の「基本原則」との関係がどうなっているのかなという。ここの(5)は、「基本原則」の(2)かなという気がちょっとしたのです。そこら辺との絡みで。「基本原則」の特に重要ポイントをこちらに抜き出したというのだったら、それも一つの考え方かなと思うのですけれども。

(委員長)

先生からアドバイスをいただいたのは(1)から(4)で、(5)は私がとりつけたのは、前は広い考え方と、2つ特長があって、広くとらえるということと、もう1つは実効性ということですね。市民参加条例はいろんなところでできているけれども、その実効性がきちんと守られていない、と言いますか。そういったようなところを、やはりこの流山の市民参加条例は、というようなことを言いたくて、これは実効性を入れたくて(5)をつけ加えた、といったところがあるのです。

だからそれは、ちょっと今お話をお聞きしながら、ここの(1)から(5)、Dさんがおっしゃるように逐一説明すると、これだけで相当な量になりますので。ここら辺のことをとらえて、この上の「市民参加条例は新しい考え方をいくつか取り入れています」、ここのところの文章を、これは結構ボリュームが必要かと思いますが、ここの文章で、この(1)から(5)の基本的な問題提起といいますか、そういう現状についてと、流山がどうしているかみたいなことを書き込むことが必要かなというふうに、ちょっと今思っています。

(C委員)

例えば、(5)をこの「市民一人ひとり」の文章の中に放り込むこと

はできないのですか。要するに、手段だから参加してくれと、理解し活用して、と。実効性を重視するためには具体的に参加して云々、とか。そういうふうにはまとめられませんか。

(委員長)

まあ下に入れるのか、それとも実効性という言葉で上のまとめの中に入れるのか。それをちょっと早急に検討して考えたい。もう1回作り直します。それは、私のほうでちょっと作り直してきたものを、これについては改めて皆さんにお渡しするようにしたいと思います。

ということで、ちょっと分量は結構これよりはふえると思いますが。

(D委員)

後で先生からのアドバイスというのは、一項目ずつ終わってからいただくほうがいいのではないですか。そのほうが1つずつ片付いていくから。前文は前文で別立てですから、やはりそこはそこでいただいたほうがいいのではないかと思います。

(J委員)

1つだけつけ加えていいですか。2行目の「秋葉原と筑波を結ぶ」というのは、わざわざ言わなくてもいいのではないですか。だって一生懸命今あれでしょう、東京までということまで頑張っているのでしょう、延伸。

(委員長)

秋葉原というのが今、時代で少しあれかなということがあって入れたのですけれども。結構つくばエクスプレスといっても、わからない人たちといえますか、この流山に住んでいれば全くそういうことはないのですけれども、結構やはり都内でも西のほうにいと、もう……

(D委員)

それは知らないですよ。千葉の人でもあまり知らないのです、それはそうですね。

(J 委員)

私もあまり東上線の駅は知らないですしね。埼玉方面は知らないですよ。

(D 委員)

それはそうですよね。

(C 委員)

まあ、一義的には流山市民を考えたほうが良いと思いますけれどもね。

(D 委員)

すみません、言葉だけではなくて全体をもうちょっと書いていただけるとのことだから、私はちょっとそこでもう一度見させていただきたいと思いますが。

(委員長)

では先生、今の議論を終えて、ご意見は。

(関谷先生)

大体皆さんがおっしゃっているとおりでいいと思うのですけれども。まあ確かに前文なので、1つは流れを大事するということと、あと表現として、前文の場合というのは結構形容句にこったりとか、という形で、要するに美文を出していくということも、やはり1つの表現方法としては大事なところで、条文は非常にまさに法律用語でガチガチになってしまふところもありますけれども、前文はむしろ思いの部分なので、一番ストレートに出るところかと思えますので。そういう意味では、表現にこだわってもいいのかなというの、確かにありだと思ふのです。ですからここはもうちょっと検討してもいいかなというふうには思いません。

あとは、あまりあれもこれも入れてもしょうがないので、大体のおお

まかな流れをつくる。骨格を確認しておけば、あとはその流れをうまくつないでいけばいいと思うのですね。先ほどのご意見の中にもあったように、この1、2段落目ですね。この辺は要するに流山市というのは、1つはまさに都心に近い森とか自然の要素があるということと、他方では開発が進んで、より住みよいまちを目指そうとしているという。この自然と都市開発というものが融合した1つのまちなのだということが、1つの特徴ですよ。ですからその辺をポイントとして置くということ。

それから、そういう中でもう1つのポイントは、歴史的な経緯の中で市民活動というものが、非常に千葉県内でも先駆的に実現してきたというところもありますし。その蓄積というものも他に比べて、ある程度見出されるところもあるのだということも、これはもう1つの歴史的な流れの中の1つのセールスポイントだと思うのですよね。ですからその辺をもう1つの特徴として組み込んでいくと。そういう蓄積の中で、今後まさに市民活動というものがますます必要になってくるのだと。その部分に、まあこれもちょっと表現はどうするかですけれども、先ほど出ていたような、古さと新しさの結合という部分ですね。これもこの中に入れて、自然と都市開発というのは、ある意味では古さと新しさの結合というところかもしれませんが。

そういう、この1段落目、2段落目というのは、古さと新しさの結合という特徴と、それも今後のすごく生かしていくべき部分だということとでくくって、その中にその諸条件としては、自然と都市開発の結びつきということもあるし、それからそういう歴史的に蓄積されてきた市民活動と、今現在も活発になっている新しい意味での市民活動というもののまた結びつきと。そういうものがとにかく今後はますます必要になってくるのだということをまず冒頭にうたっておくと、ちょっとすっきりするのかなというのが1つですね。その中でとにかく市民参加というものが今後ますます必要になってくると。

先ほども、つなぎがね、というお話がありましたけれども。それから、なぜ条例が必要になるのだということもあると思いますので、やはり市民がつくり出していくものとか、あるいはそういう可能性というものを、とにかく最大限開いていく環境を、とにかくつくるのだというのが、

一番のポイントだと思うのですね。市民がつくり出し得るもの、そういう市民がつくり出す可能性というものを、とにかく最大限に開いていく環境がまさに必要とされているのだと。それが今後市民活動に必要なだということとあわせて、ちょっとつなぎのような形で入れておいて、まずその根本的なところで、自治基本条例と議会基本条例ができたのだと。

でもこれをさらにもっと、ここには「具現化する」と書かれていますけれども、それを1つは具体化していくと同時に、下の箇条書きの(5)の部分は、逆にそこに入れてもいいと思うのですよ。つまり、これらを具体化させていくと同時に、実効あるものにしていくのだというふうな形で、ここに集約してしまえばいいのかなと。そういう、具現化と実効性を高めていくという部分で、まさにこの市民参加条例というものが必要となっている。あるいは、それをここに制定するというふうな形で、大きな意味での2つ目のポイントを入れ込むと。

さらに今度は3つ目のポイントとしては、市民参加条例の特徴ということで、これは箇条書きでもいいかもしれませんが、先ほど言った美文ということ意識するのであれば、ある程度は文章化できるかなとも思いますけれども。(5)を上を持っていってしまうとするならば、この(1)から(4)をうまく表現できるかどうか。

行政参加だけではなく議会参加も、さまざまなコミュニティ参加もという書き方でもいいと思うのですけれども、行政参加と議会参加、でもそれだけではなくコミュニティ参加もあるのだとしたほうが、要するに政治、行政という公的なものへの参加ということと、私的なものから公的なものまでいろいろなものが交じり合うコミュニティというものへの参加。これは非政治、非行政の部分ですね。そういう部分への参加と。その両方が開かれているし、両方が広い意味ではつながってくる部分もあるし。そういうものをトータルに市民参加ととらえているのだというふうに描けると。まあ大体はどちらかになりがちなのですから、それをうまく両方を含んでいるのだという表現にもなるかと思しますので、そういう強調の置き方もあると思います。

それから、(2)の「問題発見や課題設定」というのは、これはもうほかではほとんどうたわれていませんので、これは非常に大きなアピールポイントになると思います。

(3)の「すべての人々を」というのを、逆に言うところの大きな意味での3つ目のまとまりの一番最初に持ってきてしまっていて、とにかくこういう市民がつくる可能性を最大限に開いていくのだという中で、それに関わるのはとにかく年齢とか立場とかそういったものにこだわらないすべての人たちが、まさにその担い手なのだということを描いて。それでそういう人たちが、この(1)のようにそれぞれの文脈に参加し得るし。さらにはプロセスの問題としては、すでに決められたことではなくて問題発見のところから入っていけるのだと。さらにそれも自分なりの関心で入っていけるように、そういう環境を開く条例でもあるのだというような、そういう特徴をここにうまく結びつけて。

それで最後は、こういう条例を、まあ理解・活用でもいいですし、あと解釈運用というのはぜひ入れていただきたいと思うのですけれども、解釈したり運用していくことで、そういう水域というか住みやすいとか、求めるまちづくりにしていくのだと、そういうふうな、大きく3つぐらいのまとまりになるといいかなとは思っているのですけれども。まあこのよさは、皆さんがおっしゃるとおりだと思いますので。ちょっと私のほうからは以上です。

(委員長)

ありがとうございました。

(E委員)

ちょっといいですか。最近これをやっていて、近所の人とか友人に市民参加条例の話ちょろっとするのですよね。すると中になんかの比率で、「だって税金を払っているのだから、議員と職員がもっとちゃんとやればすむのをわざわざね、俺たちは税金を払っているのだから、そういう人たちがやるべきだろう」という、まあ真っ当な意見になるのです。ある意味では正論なのですよね。だからそれにはちょっと反論できない部分があるので、なぜ市民参加なのかというのを、もうちょっと端的に何か入らないと、そういう素朴な質問には答えていないのではないかなという気がするのです。

例えば今でも、今まででも、市民の声が議会や行政には反映はされて

いるのだけれども、もっともっと、先ほど言った3つの、古い形と新しい形の人たちの思いが、もっともっと議会とか行政に反映されないと、これからの時代はだめなんだみたいな、何かもっと正直にぶつけて。だからこれから市民がどんどん参加していかなくてはいけないのだ、みたいなね。何かそういう、少しわかりやすい部分がないと、ちょっと「なぜ市民参加なのか」というね、またHくんの話に戻ってくるのだけれども。なぜ市民参加なのかという話になるので。端的に……

(J 委員)

インパクトの考え方でいけばね、今のEさんのおっしゃっていることだけでもちょっと、やはりまだあれですよ、もっとしつこく、もっとストレートに、国や自治体ということに対して依存しすぎるという方には、実際に我々の将来というものについて、市民生活というものはもう少しやはりより健全なものを維持させるという、そういうことで、もう必要欠くべからざる1つのムーブメントというか、そういう時代なのですよということを本当は言いたいのですけどもね。それはちょっとあまりに刺激的かな。

(E 委員)

ほかの何かにも言っていますけれどもね、市の職員さんが実際に考えている言葉でもある場合があるのですけれどもね、要するにこれだけ人口の流入が、3、40年のスパンで見ると、相当昔の流山から考えると大幅に人口がふえてきているわけですよ。また新しい開発によって、新しい人たちが加わってくると。そうするとジェネレーションはもちろん違うけれども、価値観とか何かも随分変わってきてくると。その多様化された価値観に、今の行政や議会では十分に対応できない、というような文章を、そういう意味の文章を、言葉がちょっと適切かどうかはわからないけれど、そういう意味の文章をね、時々市から出てくる文章なんかに見られることが結構あるのですよね。

ですからそういうことが言えるのであればね、まあ僕はそのくらいまで入れてもいいと思うのだけれども、そうすると「ああ、そうかな」「やはりそういうふうに複雑になって、ライフスタイルも変わり、価値観も

変わり、ジェネレーションも多様化してくると、やはり今までの職員さんや議会の人だけではちょっと対応できないのかな、難しいのかな」と。そこでまた実際に生活している市民の現場の生の声をもっともっと反映されないと、それこそいつまでも住んでいただけるようにはならないのではないかと。

何かその意味のようなことをちょっと言わないと。まあ、もっと別の言い方があるのかもしれないけれども。

(J 委員)

正しいのですけれどもね。ただ、その表現だけで今、最初にEさんが投げたそういうことに対して、考えさせるというか、気付かせるというものはないかと言われたときにこうして、正しいのでしょうかけれども、それでもまだやはりわからないのではないかと思うのですよ、実際に。ではニーズが多様化したからといって、行政がそれに受け答える能力が非常に弱くなってきている、カバーしきれなくなってきているということ自体だって、市民から見れば「何それ、行政のエクスキューズではないか、弁解ではないか」というふうに、突こうと思えば使える牽制なのですよね。だから、おっしゃるとおりそういう気持ちで……

(E 委員)

あるいはもっともっと極端に言えばね、「今の議会の議員はだめだし、能力ないし、市の職員能力ないから」みたいな、まあそういう言い方はどうかとは思いますが、そういう意味のことまで言わないとね、そこまではちょっと言えないから。ただ、そういうふうな印象なのですよ。もちろんそこまで言うつもりはないのだけれどもね、だから、せめてそのくらいの、市民の側も様子がいろいろ変わってきていると、それに今までのやり方や考え方で対応ということになると、なかなか難しい面がある、ぐらいにしておかないと。ただ、そのぐらいまでは言わないと、ちょっとわからないのではないかと思うのですよ。

(J 委員)

私はだから、もっとストレートというふうに申し上げたのは、はっき

り言って人口減少はもう身近に迫っているわけですよ。まともに人口の減少がきているわけですよ。そういうことを考えていけば、そこをもう考える多くの市民たちが、いろんな問題意識を持っているわけですから。だから逆に言えば、国もそうだし自治体もそうだし、財行政が行き届かなくなってきたのだと。その部分をむしろシンプルにポーンと言ったほうがね、わかりやすいのではないかなと思って。

(E 委員)

だからやはり、行政、議会運営、行政運営を取り巻く環境が、少子高齢化をはじめとしてね、長寿化、今の人口の流動化とか、そういうことを含めて、価値観の多様化、ライフスタイルの多様化とかね。相当やはり、一時代前から比べると、行政環境は相当変わってきているわけですよ。あるいは議会環境だって変わってきているわけですよ。だからその中の1つに、それともう1つは、本音を言えば、やはり財政ピンチなのですよ。

(D 委員)

でもね、その財政ピンチを出すというと、はっきり言えばこれはもう安手の市民を使いましょうというふうな、いわゆる協働みたいな、そちらのほうに流れていくというふうな…。

(E 委員)

いや、そこへいくのは短絡すぎですよ。

(J 委員)

それは、Dさんの活動家たるゆえんの…

(D 委員)

ちょっと待ってください。それは個人的な意見ですからね、そちらのほうになりがちで。やはり本来、このところの真ん中で書かれている、「市民は自治の主体であり、主権は市民にある」というふうなね、この書かれ方がやはりもうちょっとこう、その辺が、本来は市民自治とい

うのは何かという部分の書かれ方としての部分を、もう少しわかりやすく書いていくことによって、やはり行政の力がたりないのではなくて、多様化している行政の中に、やはり生の市民の声というかそういうものがきちっと反映されていくという部分と、それから自分たちが考えて、問題解決だけではなくて自分たちが考えて判断して決めていくというのも、本来の市民自治ですよ。その部分を取り戻すというか、その部分をもっと、そういう場をつくっていかうというのが、私は市民参加だし市民自治だと思うのですよね。

だから今まではおまかせで、まあ税金を払っているからというけれども、税金を払っているからこそ選挙にも行くのだという考え方と同じですよ。その部分をもうちよっとう、この言葉としての、市民の権利であるとか、自治とか主体とかというところを、もう少しそこを書き込んでいくことによって、Eさんのおっしゃったその多様化している部分とかも、もうちよっと膨らむのではないかと思うのですけれどもね。何か抽象的な言葉だけが、すごくこう……

(J 委員)

Dさんに反論するわけではないのですけれども、そうおっしゃればおっしゃるほど、Eさんが言われている、先ほどポーンと言われた、そういうふうにやればやるほど、そんなのは行政と議員にまかせればいいのではないかという話になってしまうのですよ。

(D 委員)

でも、100パーセント受け入れられないかもしれないけれども、そういう部分をていねいに語っていくということも必要だと思うのですよ。前文ですから、そこで全部をわかってもらうというのも難しいし、もう少し市民自治みたいなところとか、市民の権利という部分のところを、やはり主権は市民にあるというところをね、言葉として、具体的な自分たちの生活感覚の部分で語っていかないと、そこはいけないのではないかと思うのですよね。

(E 委員)

今さら、「主権は市民にある」なんていうのは、そんなのは昔からであってね。むしろ今までの行政のやり方とか議会のやり方が、市民は主権を持っていなかったのかといった、そんな反論も出てきそうですよね。それを言うよね。だから僕はあまりこれはちょっとね、これは理念的すぎると思うのだよね。理念的なこともあってもいいけれども、これだけのおんぶにだっこではなくてね、やはり先ほど言った、行政の環境、行政運営の環境、議会運営の環境の中に、先ほど言ったことの他に、1つとして、財政も非常に厳しいのだということも入っていると思うのですよ。それは現実なのだから。それを解決していくには、税金をもっとふやすか、あるいは我々の知恵を、汗をもう少し提供するか、でしょう。

(D 委員)

いや、そこが短絡的すぎると、私はちょっとそこは……

(J 委員)

このまま論議をしていってしまうと、もう参加条例そのものの根幹の問題になってしまうから。私は、そこまでやってしまうと、参加条例をそのためにつくったというふうにまた誤解されてね……

(D 委員)

財政が逼迫しているから、市民の手を、知恵をちょっと貸してくださいって、それはちょっと。

(E 委員)

それだけではないですよ。

(C 委員)

Eさんの言う、質問に対してどう答えるかというのは大変重要だし、地域主権という考え方は私もそうなると思っているのだけれども。結局、今の市民参加条例というのは、二元代表制のもとでどう市民参加を、というのが前提でしょう。市民参加を究極的に進めていって、直接民主主義をどんどん進めていって、組織の一部を壊すとかそういう話でもない

でしょう、今のこの段階は。だから、まあ……

(J 委員)

一気に理解させるという手段であればね、1つの考え方としてEさんの言われるような要素を取り入れる方法もあるのでしょうかけれども。そこまでやる必要が今あるのかなと、この市民参加条例をつくったことに対しては。正直、まだこれでもわからないという人たちが出てくるかもしれないけれども、そこは……

(E 委員)

何か僕はこれね、本音ではなくて、上っ面をたたいているような感じがするのですよ。もうちょっとぐいっと入っていかないと、人の心は動かないと思うのですよ。

(J 委員)

まずこの条例を制定することによって、これに基づいて実際に具現化するものもね、それは市民活動なり、これを担保としてやはりこれから具体的なものを展開していくという、それでやはり結びつけていくという、まあ裾野をもたせていかないと、これで完結ということでは、これはちょっと……

(E 委員)

これで完結ではないけれども、ではなぜ市民参加なのかと。突然に市民参加なんて聞いた人が大勢いますよ、我々の周りだけでも。そうでしょう。ではそういう人に何と答えればいいのか。

(G 委員)

これは、自分たちのまちは自分たちでつくりましょう、ということを行っていることですよ。それをどう表すのか、一番短直なのは、自分たちのまちは自分たちの手でなんとかしましょうということを出していったら、税金とか、やれ行政がどうのこうのというのは、あまり普通にきていたら関係なくて、自分たちがどうしたら住みよいまちがで

きるかというのを、具体的に書いているのがこちらですよ。

(D 委員)

その中に、役割分担があつて。行政の役割分担があつて。

(G 委員)

もちろん。そこを一番表現しなくてはだめなのではないですか。

(D 委員)

だから市民自治というところを、やはりきちっと保つためには、そこをきちっと出さない限りは……

(G 委員)

そこをわかりやすく書ければ、ここに一番最初に、そのためにこれがあるというふうな、書くことはいくらでも……

(E 委員)

まちをつくるのは、三者なのです。市民と行政と議会ですよ、あえて言えばね、そうでしょう。この三者が当事者ですよ。

(D 委員)

それは、一番最初のときに議論すべきことだったのでしょ。

(E 委員)

だけど、ここでどう表すかだから。この三者が、皆で協力してまちをつくろうよというのが、僕は一番の理念だと思うのですよ。それがここに表れてこないといけないのではないかと思います。

(D 委員)

でも、そこに主権者という市民と、行政との関係というのがあるわけですから、そこでは主権は市民であり、市民は自治の主体であるというところが出てきているわけですから、その部分をもうちょっとやはり、

私は書き込んで、自分たちのまちは自分たちで考えてというのが基本であるよと。そこでその行政の役割はもちろんそこにあるわけですから、主権者をサポートするというか、主権者があって、そこをサポートしていく行政というのがあるわけですから。

(G 委員)

そのの、今Dさんがおっしゃったことが、言葉として、この上にでてくると…

(D 委員)

だからここは、言葉が、抽象的な言葉だけがちょっと浮いているような気がするのですよね。それをもっと身近に引き寄せていくというところになると、絶対私は、Eさんのその財政が逼迫しているというところではない部分で、多様化している世代とかね、市民層とかジェネレーションとかの、それはもう絶対そこで当然市民参加なのですね。

(E 委員)

その中にも財政も入るのですよ。

(D 委員)

まあ、それはもう、ちょっとBさんにまかせます。

(C 委員)

Eさんとしては、市民参加もいいのだけれども、行政がしっかりやるのがあるのではないかという質問のレベルの人もいますよ、というのでしょう。だから、それに対しての

(E 委員)

そう、そういう人にね、「なるほど市民参加とはそうか」と。「それではやろうか」と思わせなければ意味がないのですよ。

(C 委員)

だからここに加えるのだったら、我々が市民参加を積極的にやることによって、行政とか議会もよりレベルが高いことができる、というぐらいのルール化ですよ。

(J 委員)

結局、今の発想は、今、Eさんが提起されたことというのは、要するにまた市民に押し付けるのか、というふうにとらえられることの誤解をやはりどこかで払拭しなければいけないという。それはむしろ今言われたように、我々が能動的に、先ほど言われたような二元代表という問題、これを実際に見ていかなければいけないという、今までは見ることはない、まかせていたわけですから、そのことによってね。それを見ましようということ、その中に何か気付きましょうというものも出てきたし、それも一緒になって考えていきましょうというところに、今回この市民参加条例の中の趣旨が入っているなというふうな、そういう説明で、「いや、それって何」となったら、具体的に1つずつ挙げていく方法になるのかなと思っていますけれどもね。

(D 委員)

その辺りでね、そうするとやはりここで市民の立場、市民の思いというのを書いてあるのだけれども。では行政と議会はなぜ入っているのかというところの部分が、やはりそこら辺を見ていきましょうという部分もあるから、そこで入っているわけではないですか。それでレベルアップを、底上げをしていく。つまり議会の政策能力もそれによって上がるわけではないですか。

だからその辺をね、ちょっとここら辺で、この議会参加も入れましたというところの部分に前後に入っていけば、当然そういうことも入るのではないですか。見ていくことによって、参加することによって、それで我々の知恵も出していくことによって、議会も一緒にレベルアップするし、行政もお互いの知恵をアップしていったというふうな。そういうことは入らないのでしょうか。

(委員長)

何でもかんでも先生にというのは申し訳ないですけども。こういった場合、市民参加条例といった場合、市民の中でも、こういったものに対するやはり理解度というのは、本当に天地の差があると思うので、そういったときに、こういう条例の前文を考えるとときに、どこに焦点を絞るのかといたしますか、それは一番理解のないところにあれすれば、本当に膨大なものを書いても、それでもまだ伝わらないという気がしますし、それは、今度は逆にわかっている人から見ますと、そんなもうわかりきったことをくどくどと、という話にもなりますし。どういうところに焦点を当ててまとめたほうがいいのか、という。

(関谷先生)

前文は本当にいろいろな例があります。だから、もうこういうパターンでまとめなければいけないとかいうのはなくて、傾向としても本当にまちまちなのですよね。一番多いのは、抽象的な理念をうたって、「こういうことが大事だ」というふうにして終わらせるのが大体のパターンではあるのですけれども、その中でももっと市民の思いを伝えるような条文にしているものもありますし、あとは、そこはもう本当にこれがいいというのは別に必ずしもなくて、それこそ、まあこだわりを入れられるかどうかだと思うのですね。

今、お話をうかがっていて、抽象的なことを言えば、Dさんがおっしゃったことでいいと思うのですよ。だけれどもその抽象的なものをただそのまま書くと、それがわからないという人もいるだろうし、先ほどEさんがおっしゃったような、代表者にまかせておけばいいではないかとか、あるいはそういうモチベーションを上げていくといったときに、市民の心に響いていかないのではないかと、というふうなところもあるのもまた事実で、それは抽象的な表現だけではなかなかカバーできない部分だと思うのですね。だからその両方をやはり盛り込むといいのかなと思います。

とは言っても、なかなか文章というのは非常に難しいものであって、ただ、幾つかのポイントとしては、1つはやはり行政だけでは対応しきれない問題状況になっているのだということを、やはり明確にしておくのが1つ大事だと思うのですね。その説明に、財政状況の悪化とか、そ

の辺はあまり具体的には書かなくてもいいかもしれませんが、まあ、ある程度は説明文には入れてもいいかもしれませんが、本文の中に入れてしまうと、財政状況の問題といっても、いろいろな短期スパンで考えられることがあるので、ここ10年ぐらいで、確かにこういうふうに言われるようになってきているけれども、どのスパンでとらえるかによってもまた変わってきますので、あまり具体的なものを挙げすぎると、それに引きずられてしまうところもありますので、まあ、行政だけでは対応しきれない問題状況が出てきているのだと、そこに、高齢化の問題を入れてもいいのかもしれませんが、自然環境の問題を入れてもいいのかもしれないのかもしれませんが、あるいは経済のグローバル化という話を入れてもいいのかもしれないのかもしれませんが、そういう少し巨視的なものを含みながら、行政だけではとにかく対応しきれない問題状況になってきている、ということは1つとりあえずまずうたうということと、あとは、もう1つは、行政が単独でやるよりも、市民とか地域と一緒にやりながらやっていくような公共的活動というものが、要するに行政が単独でやるよりもはるかに大きな成果を開いていけるのだと、ここをやはりうたわないと、なぜ市民参加なのかということに答えきれないと思うのですね。それは表現の仕方にもよると思うのですけれども、とにかくそういう市民がいろんな活動をやっていくことで作り出すそういう公共的な活動というものが、はるかに大きな成果を期待できるのだ、という部分ですよね。それをどう表現するかと。

それが、今申し上げた2つのことを実現させていくためには、まさに市民自治に基づいた自治体運営というものが必要になるのだと。ここに今書いてある辺りですけれども、これをうまくわかりやすく表現すればいいのかなと。逆に言うと、それ以上入れすぎると、今度は文章としてくどくなりすぎるので、大体要素としては今言った3つなのかなと。そこをあとはどう表現して、どう結びつけるかだと思うのですけれども。その辺で、あまりくどくならないで、かつ今言ったような、あるいは先ほど皆さんがおっしゃっていたようなエッセンスをうまく入れればいいのかと。

(委員長)

はい、ありがとうございました。前文を終わります。これは、皆様のことを入れてきますので、またご意見ください。

では次に入ります。総則ですね。ここの変わっているのは、カのところの、これは「協働型協働」ではなくて「協議型協働」の間違いです。

「市民等、市及び議会が、目的を共有し、上下関係では無い対等な立場で、お互の自主性を尊重し、協働の形や役割分担など十分な協議をした上で協力連携して、活動することをいう」。

それから、その下の「キ コミュニティ」、「一定の共通目的を持つ諸団体、およびそれらの交流によって形成されている地域社会をいう」ということで、これはちょっとまた議論がいろいろあるかと思いますが、ちょっとわかりにくいとかですね、いろんなあれはあると思いますが。

(D 委員)

これは、一度中身の文章に入ってから、もう 1 度こちらというのはどうですか。定義は、もう 1 度文章をみてからにしては。

(委員長)

はい、これは、また後ほど全体を通した後で、この部分に入っていきたいと思っています。そして先ほどの前文ともあれしましたけれども、基本原則は以前に出したままです。

では、「行政への市民参加」に入っていきたいと思っています。お願いします。

(D 委員)

はい、先生のご指摘がありましたので。私が、何かこのところで、行政が市民ニーズを把握するということが、かなりそれなりにフォーカスを当てていたような感じが確かにしたので、それで市民ニーズだけでいいのかというふうなご指摘がありまして、そこで趣旨のところに、なぜ行政への市民参加を行うかというところの趣旨のところに、「市民ニーズの的確な把握」、そこに「国や国際社会の動きの中で自治体として行うべき事柄」というのをに入れて、それが施策の明確化なんかかんと

かのための、そういうために「実効性のある制度、仕組みをつくること
が重要です」ということで、1つテーマとしてそういうものが入ると。
つまり市民ニーズというものだと、どうしても地域的とか私的な部分に
なりがちだけれども、もっと広いグローバルな部分で、市民が、気がつ
かない部分もあるだろうということ、そこも1つ入れまして、その後
の流れとしまして、次のページの(3)は、前は「参加の推進のしくみ」
にしていたのですけれども、今回は「参加の推進することとしくみ」と
いうことで、「と」にしました。どうも中身をみると、そのほうがいい
かなと思うので、そうしまして、それで最初の3つぐらいの中で、これ
は趣旨ともいえず、中身になるのかなというような、参加の推進のため
にはこういうことが必要かなということ、ちょっとここは書き直した
というか、先ほどの市民ニーズ以外の部分の中を書いたほうがいいとい
うことで。

それとあとは情報公開ですね。情報公開は、もちろんそれは私も御指
摘がありましたので、それはしっかりとということ。それで1番「・
行政が保有している意思形成過程情報を含む、原則すべての情報を(個
人情報を除く)積極的に市民に提供・公開することを徹底させ、市民と
の情報の共有化を図る」というのが、参加の推進には前提条件かなとい
うことで入れております。

次のところに、「・地域に顕在、潜在化している問題や多様な市民ニ
ーズを把握するためには市民が発信した声を行政が聴取するとともに」、
あとこのところが先生の御指摘があったところですが「首長や
職員が市民社会に積極的に参加することが必要である。それにより、何
を政策課題として取り上げるかを検討する「政策課題発見」につないで
いく」。

そしてその後は、上記の政策課題発見という中には、市民ニーズを把
握するということなのですからけれども、その市民ニーズを把握するため
には、市民参加だけではなくて、首長や職員が市民のほうに参加してい
くことが必要だよという側面があるということ、2つの側面があるとい
うことで、それで、そういう政策課題発見の段階から、政策課題解決の
ための計画案を作成する政策立案まで、すべての各段階において市民参
加を実施すること、ということ、それで、その後には仕組みみたいなも

のを書いたということ。

それ以外にですね。その次の6ページ、ここでもやはり市民ニーズ、「参加のタイミング・方法」として、「ア 政策課題発見における市民参加」というところの、政策課題を発見するためには市民ニーズということと同時に、市民ニーズも含めた地域課題を探ると同時に、「また、国や」、これは、県はよく存在価値がわからないから「国や国際社会」にしておいたのですけれども、「国や国際社会の動きを通した中で自治体として必要な事柄・テーマなどを市民に問いかけ意見を募る」という、そこを入れました。というところですか。そこまでで指摘を盛り込めたかどうか、ちょっと自信がないのですけれども。以上です。

(J 委員)

ちょっと気になったのですけれども、最初の「趣旨」のところ、その後にも出てきますけれども、アンダーラインのところ、「国や国際社会の動きの中で自治体として行うべき事柄」ということ。「自治体として」というところが入っていることは、非常にいいのではないかと思っているのですけれどもね、先生の指摘で。「事柄」という表現そのものが何となくわかりにくいのです。

(D 委員)

だから、それはテーマであったり問題であったり、いろんなすべての、そういうことで抽象的なものにしておいたほうがいいかなと思ったのですよね。

(J 委員)

「取り組み」では、だめなのですか。

(D 委員)

「自治体として行うべき取り組み」ですか。同じような言葉になりませんか。何となく同じ言葉が重なりませんか。

(J 委員)

「事柄」というと、何となくね、ただ見ているという感じになってしまふので。

(D 委員)

だって、テーマであつたり課題であつたり、具体的な施策だつたり。

(J 委員)

うん、だからそれをただ見ている、というだけの。そういうものがあるだけの、ただ見ている、ウォッチする、というふうにはしか見えなくなってしまう。行ふべき事柄…うーん…

(D 委員)

事柄に対してそれは、政策課題を発見しましょうということですよ
ね。

(J 委員)

というところまでくるのですかね。

(E 委員)

「行ふべき事項」。

(D 委員)

「事項」でも「事柄」でも同じですよ。これは別に、そういうこと
の問題を「対応などを図る必要性があります」だから……

(C 委員)

「こと」だけではだめなのですか。

(D 委員)

「こと」でもいいですよ。別に「こと」でも「事項」でも、何でもい
いと思うのですよね。

(J 委員)

何かちょっと今ね、ピンとこなかった、私は。それでちょっと、もう少しわかりやすくしたほうがいいと。「行うこと」だったら、まだわかるよね。

(D 委員)

「事項」だとちょっと小さいから、「こと」にしますかね。ではその後ろのほうも、そうですか。6ページの(5)、「必要なこと・テーマなどを」というのを。

(J 委員)

はい。それと、今読んでおられるところで5ページの「参加の推進としくみ」の、2つ目の段落の2行目。多分これは重なるのがいやなので避けて、「首長や職員」としたのでしょうかけれども。これは、行政がやはり市民社会に積極的に参加するということでしょう、要は。その前にも「行政」とあるから、それで……

(D 委員)

うん。それと、先生が「首長、職員」とおっしゃっていたのもあるし、それから、イメージ的にやはり「行政」といったら、首長というのと、職員というのを明確にしておいたほうが、より参加の主体みたいなところでは、明確にしておいたほうがいいのかなと思うのです。それで、上のほうの情報というのは、首長よりも行政の組織としての部分ね。「首長、職員」というのは、これは必ずしも組織ではないかもしれない。

(J 委員)

うん、そうだね。ではもっとわかりやすくというか、流山市としているのだから、もう市長でいいのではないですかね。首長とは言わないで、あえて市長でいいのではないですか、首長なのだから。首長が市長なのでしょう。

(D 委員)

いいですけども、首長ではなくて市長のほうがいいのですか、言葉として。

(J 委員)

うん。何か首長と言ってしまうと……

(E 委員)

首長と市長と、どういうふうに使分けられるのですか。

(J 委員)

いや、我々が見れば市長でしょう、それは。

(E 委員)

そうだけれども、僕はよくわからないのだけれども、市長と首長と、どういうふうに使分けられるのですか。

(D 委員)

あまり、一般的には首長とは言わないですよ。

(J 委員)

国が首長に対してとかいいますよね。

(C 委員)

県知事も首長に入るのでは。

(D 委員)

自治体の長が首長です。

(J 委員)

市長でいいのではないですか。

(E 委員)

何か、業界用語みたいな感じがするな。

(D 委員)

では、市長ね。

(J 委員)

「市長や職員が」と言ったほうが、この条例の中では、ね。

(D 委員)

それはそうしましょう。はい。

(関谷先生)

「首長」は、法律用語です。それに対して「市長」というのは、別に市長であろうと町長であろうといっぱいいるわけですから、これは法律用語というよりは、その自治体固有の固有名詞というのですか。

(D 委員)

では首長のほうが、地方自治法だと首長になっている。

(関谷先生)

そうです。だけれどもこれは流山市だから、市長でいいそうです。はい。

(J 委員)

私も、内容的にはいいのですけれども、ただ表現としてちょっと今ふと気になったのが、「行政が保有している意思形成過程情報を含む」と、そのとおりなのだけれども、すごく硬いなと思って、今。正確なのだよ、これは。正確に……

(D 委員)

意思形成過程情報というのはすごく大事で、そこは大体出さないのですね、未成熟情報だということ。だからあえてここは、何が何でもこ

れを入りたいなど。行政が保有しているすべての情報ということをあえて強調して、やはりなかなか情報公開などで請求しても、意思形成過程情報は未成熟で、まあ割と出すようになったとはいえ、なかなか出ないのですよ。だからそこは強調したいと。「まだこれは未決定です」とか「決定していません」とか、まあここでも、素案の段階で出すとか出さないとか、いろいろあるではないですか。だからこれはこういう言葉で、硬くてもしょうがないのかなと私は思いましたけれども。あえてそれを、その段階を指しているという。

(E 委員)

あまり、意思決定という言葉はよく聞くけれども、意思形成という言葉は聞かないね。

(D 委員)

言いますよ。それは決定する前の情報です。

(J 委員)

「意思形成」はわかるのですけれども、さらにそれにプロセスの全部だというふうに、もうDさんはそこはきちっとグリップしてしまっているからね。つかまえてしまっているから。そこはよくわかっているのですよね。

(D 委員)

そうです。そこを強調しているのです。

(J 委員)

そこを一般市民から見たときに、本当に……

(E 委員)

「意思決定にいくまでの過程情報」というのでしょうか、これは。

(D 委員)

情報公開条例などでも、意思形成過程情報というのはありますよ。

(J 委員)

専門的にちょっとなくなってしまっているから、なかなかね……

(D 委員)

でも、これは条文にそのままなるわけではないですから。

(J 委員)

とは思ったのですよ。だけれども、どこかで入れなければいけないでしょうと思ったからね、ここの。ここに、Dさんの…。

(D 委員)

条文にそのまま出たほうが、私はいいかなとは思いますがね。

(J 委員)

わかりました。

(委員長)

ほかにご意見ありませんか。では先生、この「行政への市民参加」について。

(関谷先生)

いや、もうこのとおりで。全く私は異存はありません。私が出したコメントも含めていただいているので、私のほうはこれ以上は特には。これでいいと思います。

(委員長)

はい。では次にいきます。「議会への市民参加」について。

(J 委員)

私のほうは、ちょっと最初のところの、四角で囲んだ部分はちょっと

別に、先生のコメントをようやくいただけたので。何かずっと私はこのところで、3回くらい私のところは何も来なかったので、どこかでいじりたくてしようがなかったのですけれども。

先生のご指摘に従って、(1)「趣旨」ですけれども、要するにいわゆる市民参加の活性化ということと、やはり議会というものは市民の代表機関ということの、そのことについての情報開示というのですか、そういったことで、あえてこの文章をちょっと変えてみました。あまりそう大きく変えた内容ではないですけれども、「議会は、流山市議会基本条例に基づき」、この「市民参加」というのは入っていますから、もうここはカットしても別に変化はなしですね。「に基づき、市民に議会の役割と責務を果たす為、市民の代表機関として議会情報を積極的に提供することにより、市民参加を活性化し、市民との共有化を図る」というところを、趣旨のところ、条文を変えました。何か変節になったことで、ご指摘があれば、また検討したいと思っています。

それから13ページの(5)のところ、子どもたちのところでの、もう少しクローズアップしたかったので、ウのところですが、「議会は、定例議会開催中に、子供たちの傍聴の機会を積極的に設けると共に議会終了後に子供たちへの報告会や子供議会も開催する」というところを、あえて入れました。

それから(6)「議会の責務と役割」のところ、アのところですが、「市民参加」を推進し活性化する。それから、エのところ、「議会は、市民と共に行政を監視し市政を遂行する」というふうに一応変えました。

それで最初のところに戻って、この四角にいろいろごちゃごちゃ書いたのはですね、実はこれもさらにまだこの後に、「4.」で終わっていませんけれども、「5.6.7.」と続くのですけれども、それは何かというと、この議会基本条例もさらに読んでいくと、17条に「委員会の適切な運用」というのがあって、やはり市民参加に関わる部分が入っています。それから第22条に「議会広報の充実」ということで、ホームページやICT、こういったことによって市民への情報開示ということも入っています。それから、25条に議員定数、これについては市民の意見をきちんと聞く仕組みがあるということが、それから、26条に議員報酬、

これについても一応市民の参加すべき内容が議会基本条例の中に入っている。

こういったことを結局、基本条例がこれだけあるのだから、この、あえて「4 議会への市民参加」というのもぜひ市民参加条例の中に入れてほしいと。ということで、これはある意味では議会対策なのではけれどもね。こういうことを解説として、あえて提言の中に入れておきたいという。というのを赤で書いたのです。まあ無駄だと思えば、必要ないといえば、これはカットしても結構だと思うのですけれども。まあ、「議会への市民参加」だけが、なぜ解説を入れたのだというふうに、おかしいと思われるのは、まあ私も別にここであまりこだわりたくないのですけれども、ただ、どうもやはり4番が大幅にカットされるのは、何となくいやだと思ったので、少しささやかな抵抗感でこれを入れてみたのですね。

(D 委員)

これは、それぞれの議会基本条例の、これのための根拠のところみたいなのをとり出したのですか。

(J 委員)

そうです。全部これに書いてありますよということで。そこまでの必要はないとおっしゃれば、それはいいのですけれども。

(D 委員)

結局これは、議会への市民参加というのは、議会基本条例の中に市民参加というのを言っていますけれども、かなり割愛されたわけではないですか。だから結局、解釈・運用の問題ですよ。結局、議会基本条例をどこまで運用させていくか、という問題だから。この根拠より、根拠ではなくてより広く運用してもらいたいという意味もあるわけだから。

(J 委員)

そうそう、要するに議会基本条例をずっと読んでいくと、読めば読むほどね、市民参加ということがあまりにじみ出てこない内容なのです。

要するに上意下達みたいな目線が、この議会基本条例の中に。市民参加という言葉は使っているけれども。それを非常に感じたので、何とかこの市民参加条例の中で、議会に対して市民が参加するという……

(D 委員)

そう、その思いはあるわけです。だからその思いをここに入れているわけではないですか。だから入れているから、でもここまで、ああだ、こうだと根拠を書き連ねるというのもどうかなという。だからにじみ出ていないから、本当に市民参加はまくらことばにしか使っていないような感じなのですよ、彼らは。だから、ここでいねいに市民参加を入れたいということで、しているけれども。ちょっとね、まあそれはそうだけれども。

結局これだって、「市民福祉の向上」なんて言っても、これは解釈、運用の問題ではないですか。だからそこまでは議会は考えていない。私たちはこう考えている。だからその行き違いみたいなものがあるから、あえて入れなくてもいいのかなという気もするし。

市民の人にとっては、ていねいかもしれないね。「議会は本当はこう言っているのだよ」と言って。まあ私は賛成でも反対でもないですけれども、何となく、という。

(J 委員)

いや、この中に入れることが、必ずしもいいとは思っていないのだけれども、せめて訴えたいなという気持ちがあったのです。この議会基本条例にはあるのだけれども、これだけ読んでいてもなかなか市民参加されていないよというね。それなので、この市民参加条例の中に、こういう表現、条文を入れてもらえればね、この議会基本条例ももう少し、これに基づいた理解というものが開かれるのではないかなという心算です。

(D 委員)

それを書いてはいけないのですか。ちょっと「趣旨」の中に、ちょっと。まあ、「読み取れないよ」というのは書いてはいけないけれども、

「読み取れるけれども、もっともっと開いていきたいな」というような願望を、ちょっと趣旨の中に入れてもいいのではないですか。

「役割と責務を果たすため」とあえて書いてあるのだけれども、この辺をもうちょっとその辺を書いてはいけないですか、「趣旨」の中でちょっと。一言二言、入れておくとか。上のことも含めてね。せっかくだから。

(J 委員)

若干ね。ではもうちょっとあれしましょう。それがイになるのか、アイウエのエになるのか。

(D 委員)

それか、アを膨らませるか。

(J 委員)

でも、あまりアを膨らませてしまうと、イとウとバランスの問題がでてきてしまうから。

(D 委員)

そうですね。ではエでもいいではないですか。ちょっと入れてもいいかなという気はしますね。

(J 委員)

ほかにございませんか。

(委員長)

ご意見ありませんか。

(D 委員)

これね、「市民参加を活性化し」というふうに、先生ももちろんその言葉を使っているのですが。もうちょっと、「市民参加がより進む」か、もうちょっと何というのかな、ちょっと言葉としてね。

(J 委員)

かえってわかりにくくなってしまいましたね。

(D 委員)

そう、ちょっといい言葉を入れてください。この意味はわかりますけれども。この(6)のアのところもね。「市民参加」を推進し活性化する」という、そのところ。

ここはだから、市民の力、知恵を使えば、もうちょっと、より議会も力がつくよという、そういうところまで言うてはいけないですか。Jさん流に、少し柔らかく言ってください。私はストレートですから。「活性化する」というところの部分辺りをね。もうちょっと入れてもいいのではないですか、その辺の言葉として。やはり、市民の知恵を使いましょうよという感じで。それを使いこなすのも議会ですよ、市民の知恵を使いこなすのは議会だよ、という感じで。

(C 委員)

この解説というのは、こちらから提言書を出したときに条文に入れるという話ではないのですね。

(J 委員)

違いますよ。提言書の中にちょっと入れておこうかなと思ったのです。

(C 委員)

提言書は、これは一般市民に公開される前提ですか。

(D 委員)

しないといけなんでしょう、それは。

(C 委員)

まあ、そうでしょうね。

(J 委員)

これはだって、市民参加条例検討委員会というものがあって、最後にやった仕事は何ですかと言われたときにね、その足跡を残しておかないといけないので。

(D 委員)

そうですね。それで、これとこれがこう変わったというのも大事なところで、こういうふうになっていったよ、というのが大事なことから、当然ですよ。その辺をちょっと J さん、入れてほしいな、6 番辺りのところで。市民の知恵というものをもうちょっと使いこなして、議会が使いこなしていきましょう、という。

(J 委員)

それはそうだよ。議会のために、議会のために。

(委員長)

今ちょっと確認があったのですが、提言書は市長宛に出しますから、公開されるということによろしいですね。

(兼子コミュニティ課長)

そうです。はい。

(J 委員)

建議と一緒にしよう。

(委員長)

はい、そうですね。

(C 委員)

今つけ加えたのは (6) のところにつけ加えたのですか。それとも、この解説のところを……

(D 委員)

解説はもう省いてしまって、趣旨のところは1つ入ると、それから6番の活性化のところの言葉を、もうちょっと。

(委員長)

では先生、お願いします。

(関谷先生)

趣旨のところは、これはもうちょっと分けてもいいかなと思います。趣旨はもう全くこのとおりでいいと思うのですけれども、わかりやすさということもありますし、いくつかのポイントを、あまり全部羅列してしまうとちょっとわかりづらくなる場所もあると思いますので、例えばアのところは、「議会は、流山市議会基本条例に基づき、市民に議会の役割と責務を果たす為、市民の代表機関としての」、まあ、議会情報でもいいですし、代表機関としての議会が入手する情報を積極的に提供することにより、市民の活力を市政に生かしていくとかですね。そこでまずいったん区切ってしまおう。

(D 委員)

議会が保有する情報ではいけないのですか。入手すると……

(関谷先生)

保有、つまり保有しているものもありますし、議会の立場というのはどんどん……

(D 委員)

そうですね、常に。ではその入手のほうがいいのかな。一番いい情報というか、ホットな情報は議会ですからね。

(関谷先生)

そうですね。そこでいったん区切って、また今度「市民との共有化」

というのを別立てでもいいかなと思うのですね。市民との、ウの部分が、ちょっとやや重なるところがあるかと思いましたが、例えば、市民との応答性を通じて、議論の、なにしろ情報の共有化を図ることで、例えば現場の課題に則した意思決定をします。それは議会がその意思決定をします。それはまさにそういう市民とのやりとりを通じながら、要するに意思決定を実質化していくということですね。それを入れると、Jさんのこの解説の思いが入れられるかなと思うのですけれどもね。

(D 委員)

そうですね。そうすると、議会もあまりいわないかもしれない。決定するのだから、市民のとおりではないのよって。

(関谷先生)

もし、今の市民との応答性を通じてのところ、まあ、あとは表現の問題だと思うのですけれども、別の言い方をするとすれば、例えば、政治的な意思決定とか意思形成プロセスを市民に開きというふうなことを、まあ、先ほどの応答性とダブりますので、それは表現の問題だと思うのですけれども。

とにかく議会というのは閉じられてしまうことが一番問題になるわけですから、それを開いて応答性を重ねて、そして現場の課題解決に則した政治的な意思決定をするということですよ。これもやはり議会への市民参加に非常に大事な部分だと思いますので、これが2つ目に入ります。ですからそれで、ウの部分が、今の2つに還元されれば、削ってもいいかもしれませんし、そこはまたちょっと表現の問題になります。

あともう1つ考慮いただきたいのは、市民意見というのはいろいろな意見が出てくるわけですね。だからそれを今度、市全体の視野から、検討し、判断し、決定するというのが、私は議会の役割だと思っているのです。市民の視点というのは個別のものもあるし、もちろん全体を踏まえての意見もあるけれども。だから文言としては、例えば、議会が幅広い市民意見をくみ上げ、全体を踏まえた判断と決定が求められるとかですね。何かそういう、議会というのは常に全体を配慮するというのが、非常に大きな役割としてあるのですから、その辺を、趣旨の中の項目と

して新たに加えたほうがいいのかどうか、ちょっとそこはご検討いただけるといいかなという気がしました。趣旨については、大体それぐらいです。

あと「市民参加の推進」ですけれども。この「子供」の「ども」はひらがなですね。1つは、これは、子どもだけを特化する形でいいのか、もっといろんな年齢層を想定した表現もあり得るのか。ただ、有権者以外ということを考えているとするならば、それはそれで、これでいいかなと思うのですけれども、その辺をちょっと確認したかったというのがあります。

(J 委員)

私は、やはり有権者以外の方ということですね。

(C 委員)

女性以外の方もやりましたからね。

(関谷先生)

これも、もし欲を言えば、子ども議会というものも、多くの自治体ではやはりやや半セレモニー化してしまっているのですね。そうではなくて、本当に例えば子どもたちが議会に参加していろんな意見を言うなり何なりで、そこで出たことを、それこそ本当に正式に政策形成プロセスの中につないでいくとかですね。そこまで書いてもおかしくはない。というかそうしないと、多分子ども議会の意味というのでも半減してしまうということにもなるのでしょうから、実質化という、文字通り前文にうたうことを考えるとすれば、というか実効力あるものとするならば、そこまで踏み込んで書くのも一案だとは思いますが。

(J 委員)

そちらのほうが、いいですね。

(D 委員)

すみません。Jさん、(5)のアのところの言葉づかいなのですが、

「積極的に市民参加をさせる」は、「市民参加を図る」という意味なのですか。

(J 委員)

ああ、「図る」ね。「させる」は、ちょっとね。

(関谷先生)

私のほうからは、とりあえず以上です。

(委員長)

ありがとうございました。では続いて、「コミュニティへの市民参加」について。

(C 委員)

はい。先生からたくさんいただきましたので。定義が、先生の定義の、まあ前の議論をして、地域社会という言葉が入ってきたので、一応タイトルは、前は「地域のコミュニティへの市民参加」だったのですがけれども、コミュニティの中に地域社会というのが入っていますので、地域を消してもいいのではないかとということで、「コミュニティへの市民参加」に戻しました。

それから「参加の趣旨」のところ、先生から、要するに「コミュニティへの市民参加が充実していくことが重要です」という、これはちょっと前文とかあちらとも絡むのですがけれども、あえてここで入れるかどうかというのもあったのですがけれども、入れてもいいかなということで、とりあえず入れてみました。

それから、補完性の原理についても、先生のほうから、前のほうで書いて、コミュニティに関するところだけをちょっと書きなさいということだったので、番号がエになっていますけれども、そこは補完性の原理の言葉は前のほうで言っていただけのかなと思いながら、基本的なところを外してしまって、「地域の様々な主体の自立的な活動が尊重され、それらが単独では難しい事柄については、協議と合意を通じて、より大きな単位の地域主体が補完的役割を果たします」という表現で、一応、

地域社会のことに限ったような書き方にしています。

それから「基本原則」のアの「地域の」というのは外しました。それから、イのところ、ちょっとこれは先生からこういうような言葉をいただいたのですが、ここに入れるかどうかはちょっと、多少、本当のことを言うと、私は今迷っているのですけれども、上のほうで、イのところ、「私的な活動も含めいろいろな活動が、公共的活動につながります」ということで、これとちょっと違うニュアンスのことを先生がおっしゃったので、ここにまたということ、入れてもいいのかなとは思っているのですけれども、ちょっとどうなのかなということ、ここは議論していただけたらと思います。

それから、15ページのエのところ、環境のところ、これもちょっと、ある意味でだぶるかなと思うのですけれども、私的活動の面の環境づくりというのも重要だというご指摘がありましたので、ここはあえて入れています。

それから、地域まちづくり協議会の小学校区単位の話なのですけれども、これは別の組織の、全市コミュニティ推進委員会でも原則となっているので、ガチガチに小学校区単位ということではないので、一応（原則）を入れておいたほうがいいのかということ、そこは、ですから小学校区単位でないものもつくれるということなのですね。

それから、16ページ。「民主的」というのは先生のお考えですと、個人をベースにした考え方なので、ここはちょっとあまり私も、ちゃんと厳密に民主的ということをとらえていなかった面があるので、実を言うと、いろいろ説明会などをやっている中で、やはり「民主的」という言葉に対する質問が結構ありまして、厳密に考えておられる方がいらっしゃるので、ちょっと言葉は、やはり先生もおっしゃるとおり外したほうがいいのかということ。ここは先生から「応答的な」とか「開かれた」という言葉をいただいたのですけれども、ちょっと後ろのほうにもいろいろ、同じ言葉があるので、どうしようかなと思って迷ったのですけれども。「開かれた」がいいですかね。

(D委員)

何かよくわからない、「応答的な透明性のある」……

(C 委員)

後ろにも「開かれた組織」と書いてあるから。ここで言う「民主的」というのは、ボス的なやり方を避ける……

(D 委員)

独裁的な。

(C 委員)

そういう意味で、私はこの「民主的」を使ったのですけれども。ですからちょっとこれは「応答的」にするか、「開かれた」か。「開かれた」というと、「透明性」ともかぶるかなと思って。

(D 委員)

「応答的な」というのは、わかりませんよ。

(E 委員)

「透明性のある」でいいのではないですか。

(J 委員)

「透明性のある」という言葉でもいいし。同じ「透明性」に並べる言葉というのは、「公平性」とか、「公平性、透明性のある」とかね。運営そのものに関わる表現であるから。

(C 委員)

以上です。先生からたくさんいただきましたので。

(委員長)

ご意見お願いします。

(E 委員)

ちょっと1箇所、細かいところなのだけれども。このほうが流れとし

ていいかなと思うのだけれども、14ページの「地域のまちづくり」のところで、5行くらい消してありますよね。その次の「地域の様々な主体の自立的な活動が尊重され、それらが単独では難しい事柄については」、ちょっとつながりが何かおかしいのではないかなという、私の主観ですけれどもね。「活動が尊重される中で、それらが単独では難しい事柄については」と言ったほうが、流れるのかなと。つまらないことですけれども。尊重されというのではなくて、尊重される中でと、一回区切ったほうがいいと思うので。

(C 委員)

そうですね、はい。

(J 委員)

この最初のところがあれだね、逆に言うと。「地域のまちづくりでは」というのではなく、「地域のまちづくりは」でしょう。

(E 委員)

やはり難しいからね、「地域主体」という言葉がね。わかるかな、という。

(D 委員)

だからね、これ、いろいろ、より大きな単位の地域主体、そんなものはあるのですかという感じが出てくるのですよね。いろいろ大きな単位の地域主体というのが。

(C 委員)

それは後ろのあれにもありますけれどもね、まちづくり協議会がね。

(D 委員)

まちづくり協議会なわけ？これは、具体的に言うと。なるほどね。でも「地域主体が補完的役割を果たします」というのは、では「まちづくり協議会がサポートします」では、いけないのですか、単純に言って。

そんなようなことでは、いけないのですか。

(C 委員)

「サポート」というのは、ここはちょっと補完性の原理を言っているからねえ。

(D 委員)

補完性の原理なのですか。だからこちらでできることはこちらでやって、できないことはこちらがやりますよということなのでしょうけれども。でも補完性の原理ということ、そのまま言葉で「補完的役割を果たします」と言っても、何となくやはりちょっとこなれないのですよね。

(C 委員)

なるほど。では、より大きな単位が…

(D 委員)

地域主体が…

「より大きな単位の地域主体」というのは、何かやはり、あまり、趣旨ですけれども、かなり抽象的な話ですよ。 「様々な主体の自立的な活動」といったら、例えば具体的には…

(C 委員)

基本的には、例えば自治会とかそういうところのね、自立的な活動を尊重しますよと。

(D 委員)

わかるのですけれどもね、この前にそういう議論をいっぱいしたから、したから、やっとわかるようになるのですが。いきなりこの言葉が出たときにね、やはりちょっとわかりにくいかなと。

(C 委員)

補完的役割がわかりにくいですか。

(D 委員)

それと「地域の様々な主体の自立的な活動」といったときに、まあ地域に様々な活動みたいなのがあるよということなのでしょうが。

(C 委員)

様々な活動団体がきているから。

(E 委員)

「例えば」と入れたらどうですか。自治会やNPOや、老人会とか。

(D 委員)

「例えば、何とか、何とかなどのような、様々な活動団体が自立的に活動して、その活動団体の自立性が尊重されて」、何だかちょっとね、これはわかるのですけれども、すごく抽象的すぎるのと。

(C 委員)

主体はわかりにくいですね。

(J 委員)

「地域主体」と言ってしまおうとね。

(D 委員)

そんなものはあるのですか、という感じがするのですよね。もうちょっとこなれた言葉のほうがいいかなというのと、まあ補完的役割ね……

(J 委員)

でもここの補完的役割というのは、行政に結びつけるものではないことをきちんと出さなければいけない、としているのですよね。

(D 委員)

そうですね。だから、この地域主体のいろいろあるものが、大きな地域主体と補完的な、地域と地域とのそこの問題で、行政とのことは無関係なのですよ、これは。ですよ。

(E 委員)

その最後に、「より大きな単位の地域主体が補完的役割を果たします」、ここがちょっと難しいので、「より大きな単位」ではなくて、「地域まちづくり協議会などがサポートします」と。そのほうがよほど平易でわかりやすい。

(C 委員)

ここは持ってきてしまっていていいかな。後ろから。

(D 委員)

だってね、これがまちづくり協議会と言われて、初めて私はわかったのですよ。

(E 委員)

「などが」としたほうがいい。ほかにもありますよ。地域まちづくり協議会だけではなくてね、もっと……

(C 委員)

地区社協だって、そういう意味では大きな単位……

(E 委員)

いや、地区社協はちょっと違うのですよ。

(D 委員)

では、「など」でいいではないですか。「より大きな単位の、まちづくり協議会等がサポートします」。

(E 委員)

その「など」としておけば、NPOと自治会とかね、NPOと他のところ、いろんな組み合わせがありますから、NPO同士とかもありますから、「など」ということにして、おけばいいのではないですか。

(C 委員)

要するに、まちづくり協議会があったって、NPOと自治会がネットワークを組むとかという事例も出てくるでしょうしね。

(E 委員)

だから自治会とNPOだけでやるということもあるでしょうし。まちづくり協議会がなくても、できることもあるということですね。NPO同士でやってしまうということもあるしね。

(D 委員)

だから、その辺をもう少しそういうふうに具体的に書いたほうが。いけないのですか。もうちょっと、NPO同士、市民団体同士のつながりとか、そういうつながりというふうな形で。もう少しこう……

(C 委員)

というかね、ここは地域性の協働の意味合いだから、こっちはね。

(D 委員)

趣旨ですか。趣旨がわかりにくいという感じがします。

(C 委員)

これも先生のアドバイスだと、この補完性は前のほうでちょっと言ってもらおうという前提では書いたのですけれども。

(J 委員)

そうだと思いますよ。そこはいいのですけれども。

(E 委員)

読んでいると、何か絵が浮かんでくるほうがいいよね。絵が浮かんでこないよ。

(J 委員)

「地域主体が補完的役割を果たします」というところが、ちょっとそここのところがね。

(D 委員)

その辺のことと。あと、その次の2段目のイの下線のところ、「又、市民等が積極的に公共的な事柄に参加することによって」、ここも事柄なのだけれども、「公共的活動を活性化していくことができる」という。まあ大体はわかりますけれども、もうちょっと何というのかな。

(C 委員)

ここはね、もうちょっと考えようかなと思いつつ、ちょっとそのままとめてみたのですが。

(D 委員)

「公共的活動」って、まあ、まとめてしまえばそうなのですが。

(C 委員)

ここはちょっと今、考慮中ですね、私としては。

(D 委員)

そうですか、考慮してください。私も言葉がわからない。いい言葉が欲しいですね。

(E 委員)

ここはあれなのだよ、補完的役割というのが、ある意味では協働で解決していくということも意味しているのだよね。団体としてね。

(D 委員)

15 ページの下線のところも、私的な活動というものが、例えばカルチャーとか趣味というような活動が、「結果的にはいろんな公益的なものになるということも重視して、そうした環境を整えていくことも重要です」というところも、もうちょっとそこも…。私的な活動が公共的な活動につながるから、私的な活動もどんどんそういう市民の、いろんな活動がとにかく生まれるようにしていきましょうよ、ということですかね。もうちょっとそういうふうに書いてはいけないのですか。

(C 委員)

上のほうとダブるのだけれども、ちょっと強調して書いたのですよ。

(D 委員)

でもこの書き方ではなくて、もうちょっとそういうふうな形の言葉に書いてはいけないのですかね。何か、あえて抽象的に難しく、すごく。

(C 委員)

身近に感じられるというと…

(D 委員)

中身の文意はもちろんわかるのですが、やはり表記の問題かなと思うのですが。

(J 委員)

読むとこれはちょっと長くて、くみ取ってもらえるかなと。あまりにも要素が入り過ぎてしまっているから。

(C 委員)

何もかも盛り込もうとしているから、いけないですね。ちょっとこれは分けたほうがいいのかもしいないね、エはね。

(J 委員)

この「人材、拠点、資金、情報など」というところで、細かく入れる

必要があるのか、というところがありますよね。これは何だということであれば、それはどこかで具体的なものとしてはこういうものなのだよということになるのでしょうかけれども。

(C 委員)

ここは2つに分けたほうがいいのかもしいかなですね。

(D 委員)

それでその後に、やはり公共的、私的活動が云々、公共的というものも、まあ同じような市民参加……

(C 委員)

だからその部分を、最初のところの「身近なものと感じられる参加しやすい環境づくり」辺りでうまくまとめてしまつて。

(D 委員)

そこら辺りでしていてもいいのではないですか。私的な活動が結果としてそこに流れ来るというのを。

(C 委員)

そうですね。そこは、では、もう少し。

では、16ページの「応答的」は外すということでもいいですね。

(D 委員)

はずしたほうがいいですね。

(委員長)

ほかにありませんか。では先生、コメントをお願いします。

(関谷先生)

はい。補完性原理のことは、このコミュニティの問題だけではないので、やはり前に入れるのであれば、個人的には入れてほしいなと思う

のですけれども、前のほうに、全般に関わることとして入れたほうがいいのかなどと思います。もし入れるとするならば、私は総則に入れたほうがいいのかなど。目的があつて、それを実現させるためにそういう補完性、まあ補完性というのはいろんな次元によって考えられますから、国と自治体との関係もありますし、それから行政と住民との関係もありますし、さらには地域との関係とか、あるいは地域の中でもいろんな単位での関係ということも含めてですね、より小さな単位の自主性を最大限に尊重しつつ、その小さな単位でできないことをより大きな単位が補完していく、というのが基本的な意味ですから。そういう意味では、全体に関わるというのが、その辺の趣旨をむしろ総則のところ、ちょっとわかりやすい表現で入れたほうがいいのかなどと思います。

それを受けて、このコミュニティの部分では、特にこれはやはりまちづくり協議会を意識して私はコメントを申しましたけれども、まあここをどう入れるかだと思うのですけれども。この「参加の趣旨」のエのところは、例えば「地域のまちづくりにおいては、様々な地域の団体の自立的な活動が尊重される」と。ちょっと「てにをは」はとりあえず置いておくとして、ポイントとしては「様々な地域の団体の」、「団体による」とか、「の団体の自立的な活動が尊重される」。中身は地縁活動であったりとかNPOとかボランティアであったりとか、いろんなものを含む。これは解説に加えればいいのかなど。でも「主体」だとわかりづらいかもしれないけれども、「団体」のほうがまだイメージはつくかなと思いますので、もし入れるとすれば、「地域の団体」という表現は1つあり得るかなと。それで、まず原則的にそれぞれ自立的に活動をするということを押さえた上で、「それらが単独では取り組むことが難しい課題については、当事者の協議と合意を通じて、諸団体が連携し合って補完し合う環境を整える」とかですね。そのほうが多分わかりやすいかなとは。

(C 委員)

まちづくり協議会も諸団体が連携し合うところですから。

(関谷先生)

はい。ですからこれは、まちづくり協議会だけに限らず、もうちょっと幅広い説明にもなっているかと思えますので。今回はその1つとしてまちづくり協議会を、まさにこの環境の一環としてこの後に位置づけるということになれば、流れとしてもつながってくると思えます。

(C 委員)

「諸団体が連携し合って」、何でしたか。

(関谷先生)

「連携し合って」、ちょっと表現は考えてもらいたいのですけれども、「諸団体が連携し合って補完し合う」ですね。とか、「連携を通じて補完し合う」とか、その辺はちょっと表現はありますけれども。

(D 委員)

そのほうがわかりやすいですね。

(関谷先生)

それから、今のところで追加された部分なのですけれども、これは要するにどういうことが言いたかったのかということ、1つは公共的な活動というものを市民自身も行っていくと。それは皆でそういうものに積極的に参加してやっていきたいと思いますという部分と、市民全員が全員そうしなくてもいいわけであって、だからもっと、基本的には自分のことしか関心がないという、そういう個々の私的な活動であっても、結果的にそれが公共的なことにつながってくる、生きてくる可能性だっていろいろあるので、どうしても市民参加条例だと、皆で一生懸命やっていきたいと思いますとなりがちで、このトーンだけにしてしまうのは、私は危険だと思うのです。ですからその部分と、それから基本的にはもうそれぞれ、趣味であってもいいし、営利であってもいいし、何であってもいいけれども、それぞれの私的な活動がそれ自体としてあって、それが場合によってはうまく結びついてくることで、結果的に公共的な活動につながっていく。そういうことも尊重していきましょうということ。その2つがうまくクリアに説明できていればいいのかなと。

この「又」以下は、その上の部分ともつながるところもあるでしょうから、場合によっては入れなくてもいいかなとは。

(C 委員)

逆に、この「又」以下を一番手に持ってきて、それで、参加は強制されないけれども、私的なものに参加して、結果的に公共的につながるというのを、後ろに持ってきたほうがいいのかなどという意味で言ったのですけれどもね。

(関谷先生)

例えば、その「又」以下と、その次のページの「さらに」でつけ加えるのですね。これは今までのものに対比する形で、冒頭に持ってきてしまうというのもありだと思います。そうすると、このコミュニティ活動というのは両方の意味合いで考えているものなのだということが、基本原則のところクリアになるとと思いますから。あるいはその権利があるということも……

(C 委員)

アを補足するか、ですね。

(関谷先生)

そうですね。このアとイの間あたりに入れてもいいかもしれません。

(D 委員)

私的な活動とか、公共的な活動につながるというところの言葉を、もう少し、やはりかみ砕いてもらったほうがいいと思うのですよね。例えば、趣味や何とかなどのそういう活動、とかね。そういうふうにしなないとなかなか、言葉として、わかりますけれども、イメージとしてわかるように。

(C 委員)

私的活動というのと、実際の子育ての悩みとかが、何人かで持ち寄って、

それが公共的な何か、託児所とかね、ああいうところに結びつくようなイメージでいいのですか。

(関谷先生)

そうですね。だから、イのところに、先ほど申し上げた2つの部分を例えばまとめてしまって、表現としてもう少しかみ砕いたような形にして。それで、ウとオは、私は一緒にしてしまっていいような気がしますね。他者は排除しないということとか、不利益な扱いは受けないとか、これはつなげられると思いますので、1つにまとめてしまって、例えばウをオのところに持ってきて、まとめてしまうと。

(C委員)

先生のお話だと、イとエを何かうまく2つぐらいに分けたほうがいいかなということになりますね。両方まとめて。

(関谷先生)

そうですね。あるいは、エの後半の部分は、イに持ってきてしまって、エの部分は、参加しやすい環境づくりに努めていくのだという、参加しやすい環境を整えるというところに特化してしまってもいいと思います。そうすると多分すっきりするとは思いますが。

(C委員)

人材とかああいうのを全部削ってしまえますか。

(D委員)

そうだね、環境づくりで。

(関谷先生)

あとはもう、ほとんど全部賛成です。

(委員長)

ありがとうございます。では次に「6 「協議型協働」の推進」につい

て、お願いします。

(E 委員)

18 ページ、「趣旨」のところで、先生からご指摘があった、アドバイスがあったことを入れ込みました。皆さんの意見もあったので、このところですがけれども、ちょっと協議型協働についての、なぜ協議型協働なのかという意味のことを入れ込みました。

「実施に当たっては、両者が協働の形や役割分担などを、良好な応答的対話を通じて十分に協議する」、これは前は「十分に協議する」だけだったのですが、その前に装飾語を入れました。「協議すると共に、どのような協働がありうるのかを考える協議プロセスが大切であることから、あえて「協議型協働」とする」というのを、ここに少しつけ加えました。

それから(2)「基本原則」のところで、これは前の上の2の部分とちょっとダブるのですが、「ア 推進と役割の決定に当たっては、良好な応答的関係による対話を通じて十分協議すること」、これが一番大事だろうということで1番に持ってきました。

それから、イのところで「対等な関係」とあったのですが、これもあえて「上下関係で無い」というのをつけ加えました。

カは、「パートナー同士を繋ぐ事柄」とあるのですが、「事柄」だとちょっとよくわかりにくいので、例えば制度や、いろんな機関、組織などがありますね、そういうものがパートナー同士を繋ぐ事柄なのだというのを、ちょっと例を挙げて解説をしています。

18 ページの一番下のほうが、これは「行政との協働」だけだったのですが、頭に「市民と行政との協働」というふうに、それともう1つは「市民同士の協働」というふうにはっきりと分けました。

19 ページは、以下ですね、「協議型協働」と「協働」の使い分けなのですが、全部「協議型協働」にすると重苦しくなると思うので、一般的で使えるというような言葉は「協働」でいいのではないかという先生のご指摘、あえて強調したい部分だけ「協議型協働」にしたらどうかという先生のアドバイスがありまして、19 ページの「市民の提案で行う「協働」というのは普通名詞だからということで、という感覚で、「協

働」にしました。

20 ページは、特にはないですね。21 ページは、(6) のところは、「協議型協働」推進のために」、ここではあえて「協議型協働」を入れて、「推進のために」ということにしました。

それから、最後になりますが、21 ページの一番下のほうのアンダーラインの部分ですが、共通の推進事項として、一番最初に「お互いを十分理解するために互いの団体の活動内容など、基本情報を共有する」と。ここからやはりお互いを理解するという、特性を理解するということが前にありましたけれども、やはりお互いの団体の活動内容を十分理解しないといけないのではないかなという、ここから出発点ですという、先生からご指摘がありましたので、これをあえて共通項というポジションにして、入れました。以上です。

(委員長)

はい。それでは皆さん、質問をお願いします。

(D 委員)

E さん、いいですか。ちょっと後ろから、これは簡単な言葉なのですが、21 ページ、(6) のアのところ、「市民、職員で構成する「協働推進委員会」」ではなくて、これは「市民参加・協働推進委員会」ということで。「市民参加・協働推進委員会」、一緒にしていると思うのです、後ろのほうの。組織としては。

(E 委員)

はい、わかりました。

(D 委員)

何か1つあったのです、忘れてしまった、入っていないのではないかなと思って。1つ前に、市民活動推進団体に、市民からの意見のところ、「何とか制度」というのがあるかな。忘れてしまっているので、思いだします。

それから18 ページ(2)「カ 「パートナー同士を繋ぐ事柄」(例：

制度や機関など)を重要視する」、「制度や機関」というのは私はちょっと理解がいかないのですが。

(E 委員)

制度や組織ですよ。いろんな、何とか委員会とか何とか審査会とか。

(D 委員)

「パートナー同士を繋ぐ事柄」というのは……

(E 委員)

市民活動推進センターであったり、あるいは提案制度であったり。

(D 委員)

「パートナー同士」というのは、協働する相手ということですね。相手をマッチングさせたり、いろいろコーディネートさせるということですか。

(E 委員)

つなぐ事柄を、これは前にあった、ほら、あれですよ、媒体ですよ。媒体といえはわかるでしょう。

(D 委員)

「パートナー同士を繋ぐ制度や機関」、事柄というよりは、反対に……

(E 委員)

それでもいいですよ、事柄をなしにしても。

(D 委員)

「パートナー同士を繋ぐ制度や機関、組織を重要視する」というより、これは設置しないと何かあるのですか。重要視するだけではなく、もともとあるのですか。そういうものを、もっと創設したり何かしないといけないのではないのですか。「パートナー同士を繋ぐ制度や機関」とい

うのは、もともとあるのですか。

(E 委員)

「などを、設定する」かな。

(D 委員)

「などを」、何とかして、「重要視する」とか「機能させる」とか何とか。

(C 委員)

仕組みなのではないですか。

(D 委員)

だから、「パートナー同士を繋ぐ仕組み、制度や機関」ですよ。 「繋ぐ制度や組織や仕組みなどを設けて」だね。

(C 委員)

重要視すると。

(J 委員)

でも最初のもともとの趣旨は、ここに言われていたから。それぞれのパートナーが、バックボーンで持っている制度や仕組みというものを重要視するという意味で、ここに。ここには、その間の文章はそういうふうに読めるよ。

(D 委員)

私はそうではないです。

(E 委員)

ここは基本原則だから、Dさんの言ったことのほうがいいかなと思いますよ。

(J 委員)

ねえ。そういうふうに思った。それで、Dさんの言っていることは間違っていないけれども、ただ、もっと欲張ってそういうふうに言われたのかなと思ったので。

(E 委員)

Dさんが言ったものが、僕はいいと思うので。ここで入れましょうよ、そのほうがいいと思うね。

(J 委員)

いや、そうすると大丈夫かなと思ったから、今。既存の部分ということが消えてしまわないか、ということですよ。「パートナー同士を繋ぐ仕組みを設けて」と言われてしまうと、その仕組みを設けるということは、また新たにつくるということになるから……

(E 委員)

後に仕組みはいっぱい出てくるから。制度や仕組み。提案制度とか。

(J 委員)

いや、だから、その仕組みとか提案というのは後に出てくるから、今ここで言っている「カ」というのは、Eさんが言っている基本原則というのは、もともとパートナーが持っているバックボーンですよ。そのバックボーンをきちんと重要視すること、というふうに僕は理解したから。

(D 委員)

私はそういうふうに理解できなかったです。

(J 委員)

いや、だって、全体から含めて、Eさんの……

(E 委員)

いや、これでいいですよ、「設けて」で。というのは、後になって提案制度とか何とかいろいろ出てくるでしょう。それを言っているわけですよ。だから、今あるものではなくて、この条例でつくったものとか、今あるものだというふうにすれば、市民活動推進センターぐらいなもので。そういうものを、まあ、ないものはつくらなくてはいけない。

(J 委員)

それはもちろんわかるのですけれども。

(D 委員)

2つの事柄を入れないといけない。Jさんが言っている、パートナー同士というか、それぞれの団体のバックグラウンドみたいなものを、大事に重要視して……

(E 委員)

いや、そういう意味ではないのです。それのもっと前に、例えば「特性を理解して」と入っていますから、それはそれでいいのですよ。

(C 委員)

それはウに入っているのではないのですか。

(E 委員)

ウに入っている、そう。ここではね、この条例の中でいろいろ決まっている、決まる、協働提案制度とかいろんな制度、機関だとか組織だとか、そういうようなものは媒体、それが媒体になるわけですよ、ある意味ではね。

(J 委員)

新しくつくるものは媒体、という意味ですか。

(E 委員)

はい。

(D 委員)

それはそういうことですよ、ここは。

(C 委員)

ここで言うパートナーというのは、行政と市民団体とのパートナーとか、それから市民団体同士のパートナー、両方含んでいるのですよね。

(D 委員)

これは、パートナー同士って、何か、協働のパートナー同士とは言わなくていいですか。パートナー同士って、よくわからない。協働のパートナー同士。

(J 委員)

普通は、「パートナー同士を繋ぐ」というふうに言っているから、どうしてもやはり新しくつくるというイメージ、それで仕組みも設けてということをあえて入れるということですね、ここで。

(E 委員)

そうです。

(委員長)

これは、一昨日ですか、行われた、それぞれNPOなどの意見交換会という形でやりましたよね、活動推進センターで。ああいう場というか、ああいう役割というか、あれが大事だという……

(E 委員)

私が論示しているのは、この案で、提案制度だとか、いろんな部署ができたりしますよね。そういうものと、それからもう1つあるとすれば、市民活動推進センターが媒体として繋ぐ役割が、あっちのほうかね、役割が出でくると思うので。そういうものの機能を発揮させる。そういう意味ですね。

(D 委員)

だからどちらかというと、今あるというよりも、もっとそれをさせるということですよ。単なる意見交流会というのでなくて。

(E 委員)

これは前に先生から、媒体がすごく大事ではないかということで、まあいろいろ考えたというか、そういうことなのではないかな、というふうに理解したわけですね。

(D 委員)

「協働のパートナー同士」とかと入れませんか。「パートナー同士」というのは、何かよくわからない。

(E 委員)

でもこれは全体が協働の話だから。

(D 委員)

いや、でも、主語がはっきりしたほうが。

(C 委員)

同士にしないで、協働のパートナーでよいのではないですか。

(D 委員)

ああ、「協働のパートナー」だね。

(E 委員)

いいね、それでね。

(委員長)

はい、ほかにありませんか。では、先生お願いします。

(関谷先生)

ちょっとコメントには書かなかった部分もあるのですけれども、「趣旨」のところでは修整されたところは、このとおり全くいいと思います。あと、協働というのをどういうふうにこの条例の中にうたうのかといったときに、流山市の場合には協働について本格的にうたう、まあ自治基本条例にもありますけれども、本格的にうたう初めての条例になりますので、やはりその協働の位置づけというものを明確にさせるということが大事だと思います。これはもう既に確認されていますように、市民自治に基づく市民参加を推進するための1つの重要な手法ということの位置づけがありますし。

それから、「協議型協働」にするという、これも非常に特徴であると。これはもうちょっと裏を返すと、行政主導の協働は一切認めないと。と言うと、ややこれは非常に強い言い方になりますけれども、逆に言うと、それぐらい言わないと、今は本当に協働というともう混在状況ですから、あえてその線を引くというのは、有効な1つの視点を示すことにはなると思うのです。逆に言うと、あいまいな部分もこの原則に基づいてもう1回見直すという契機も、この条例から生まれてくるでしょうし、まずい部分は、当然直していくという話になるでしょうし。

その言い方がやや極端だとするならば、それは協議を重ねない限り協働というものにはやはりならないのだという部分を、うまく表現できるか、とにかく、いろんなものがとにかく協働、協働と言われているので、これはもう協働とは違うよということをどこかでちょっとうたっておいたほうが。協議というのは、下手をするとまたごまかされる可能性もなきにしもあらず。だからそういう意味では、原則はもう協議型協働でいく。でも、これについてはもう協働とは認めないというふうな、それに近いような何かを入れられると、その混同についてちょっと線を引くことができるかなというふうに思いますので、そこはちょっと表現を工夫されるといいのかなというのが、1つあります。

あとは、そういう協議型協働ということを重ねていきながら、やはりこの協働がどこに向かうのかという部分も入れてもいいのかなと。どこに向かうかというか、それはまあ冒頭の条例の趣旨のところには結局はいつくわけですけれども、例えば協働ということをややはり採用していく

意義みたいなものですよ。これは例えば1つは市民がやはり自治力というものを身に付けていくとか、そういうものを高めていくというのが、やはり協働だと。これは行政との協働であっても、市民同士の協働であっても、やはりそういう自治力というものを市民が身に付けていく重要な契機、機会にはなるということですし、逆に行政にとっても、新しい行政活動方法を見出していくやはり場や機会になると。だから両方にとってこの協働というものが非常に大きな意味があるのだということ、を、「趣旨」かあるいは「原則」で、まあ「趣旨」だと思うのですけれども、辺りに入れると、これは双方がやはり変わっていくことなのだというイメージも、もっとふくらませられるかなと思うのですけれども。そうすると、この協議型ということの意味がさらにイメージできるかと思えます。

あと「原則」のところ、今の話にも関わりますけれども、この協働のポイントというのはやはり、これもやや抽象的な言い方ですが、公と私を繋ぐということなのですよ。公と、公共的なことと、私ということをややはり繋ぐのが、この協働ということの、これはちょっと原理的な意味ですが、ポイントとしてあって、それは市民も、自主的に市民活動をやると。行政と連携することによって、公共的なことを学んだり知ったり一緒にやっていったりする、ということが出来る。そういう意味で、公と私に繋がれる意味合いにもなりますし、逆に、市民同士が相互に連携することによって、公共的な活動がまた開かれていく。これも、やはり公と私の接続ということだと思えるのです。そういう意味合いが協働の中にあるということ、まあ、十分表現されているといえはされていますけれども。協働というのは、行政が単独でやってきたことと市民活動ということが交錯する中で、公私の役割分担を見直していくのだという意味合いも含まれていますから、そういう公と私に繋がるといふ部分をどうとらえられるかということが、1つあります。ただ、これは非常にちょっと原理的な話なので、別に……

(J 委員)

それを、原理を出されてしまったがために、逆に新しい誤解が、では公のために私が動くのか、というふうに感じられるのではないかと。聞

いていて、ちょっと心配してしまった。

(関谷先生)

だからそこは、先ほど私が申し上げたように、市民も自治力をつけていく、行政も変わっていく、そこにうまく集約できればいいですよ。

(D 委員)

そちらのほうに書いたほうが、いいですよ。

(E 委員)

わかりました。ではちょっと「趣旨」のところ。

(関谷先生)

はい。あと細かいところですけども、「上下関係で無い対等な」というのは、これはどういう意味合いなのか、なのですね。これは……

(E 委員)

ここはね、Dさんが前から言っている下請け関係とか、そういうふうには協働が受け取られがちだということなので、パートナーシップと簡単に言えばパートナーシップなのですけれども、それをあえて、これは前にはなかった言葉なのですが、「対等な」だけだったのですが、それで「上下関係で無い」というのをあえてつけ加えた。

(関谷先生)

これは、行政と市民との関係を想定しているわけですかね。

(E 委員)

そうですね。それから市民同士でも、大きな団体と小さな団体で、上下関係が生まれやすい。あるいは有名な団体と新米な団体とで、生まれやすいというのがあるので、そういう意味で上下関係ではないというのを、あえてつけ加えたのです。

(関谷先生)

なるほど。「対等な」というふうにする場合もありますし、あとは「水平的な」というふうにする場合もありますので、そこはどのような表現がいいかというのは。でも趣旨はそれでよくわかりました。

あと、先ほどの「パートナー同士を繋ぐ」というところですけども。これも難しい言葉で言えば、やはり媒介なのですよね。ちょっと媒介という言葉が難しいと思いますので、例えば「協働パートナー同士を橋渡しする」とかですね。そういう表現だと多分わかりやすいかなとは思いますが。

(E 委員)

それはいいですね。

(D 委員)

何か、先生はすごく語彙が豊富ですね。

(関谷先生)

いえいえ。あとは、もうほとんど大賛成です。

(E 委員)

ありがとうございます。

(委員長)

ありがとうございました。時間は9時10分を既に過ぎておりますが、もうこの後はあと1回ということで、もうちょっとお時間を。でも9時半までには終わらせたいと思いますが、よろしいでしょうか。今の議論を通じまして、この後は提言書作成についてちょっと話し合いたいと思います。

(C 委員)

1つだけ。26ページの(4)その他というのは、何かつけ加えたのですか。(4)「その他」というのは、初めて見たような文章だから。

(委員長)

いやいや、これはこの間の話に出たことを、文章化されたものだというふうに理解していますが。ちょっと私もこれは見ただけで、これはどなたかが考えてくれたのでは…。

(J 委員)

これは、Eさんが言っていたでしょう。「1年以内に条例にある各種の組織の整備を行う」、実効性を担保するために。これを、「その他」に入れるかどうかというのは別でしょう、これは。

(D 委員)

これはちょっと、それはおっしゃっていたけれども、「その他」に入れるというのは。「その他」に入れるというのは決めていないよね。これはちょっと驚き。いや、こういう趣旨にしたいね、ということはあるけれども、ここに入れるのはあまりにもちょっとあれではないですか。

提言書を出すときに、こういうことを言っていくという。提言の中身として、こういうことも入れましょうということでしょう。この条例のここではちょっと……

(J 委員)

何か、備忘録的に入れたのではないですかね。わかりませんが、入れた人がどういう趣旨だったのか。

(D 委員)

これは提言のときに、こういうことをつけ加えましょうということだと思います。

(委員長)

それで、最初にDさんから提案がありまして、総則の定義あるいは基本原則、そこのところを後で話し合おうということになっています。それで私からの提案としては、補完性をどこに入れるのか。それ

ともう1つ、応答的關係というのも出ておりますけれども、それもきちんと定義として出しておいたほうがいいかなと。だから定義の中に、補完性の問題と、応答的關係ということを入れるという……

(D 委員)

すみません。補完性は「定義」ではなくて、「目的」の辺りのところにちゃんと、全体に関わる問題だから、補完性の原理ということを入れますよということだったと思うのですよ。「基本原則」だか「目的」だか、その辺りの中に補完性という、より小さな単位のことを、自主性を尊重して、より大きな単位が補完をしていくというふうな、そういう原理がこの条文の全体に通じることですよ、ということ言うので。これは「定義」ではなくて、「目的」だか「原則」だか、そっちのほうだったと思うのですけれども。

(委員長)

今、補完性をどこに入れるのかという問題と、もう1つは……

(E 委員)

「基本原則」でいいのではないですか。

(D 委員)

「原則」かな。でも「目的」であっていいのではないですか。

(E 委員)

条例の目的ではないでしょう。補完性を実現するために条例をつくるわけではないでしょう。「基本原則」でいいのではないですか。

(C 委員)

私も、「基本原則」だと思う。

(D 委員)

では、原則ですね。

(委員長)

それともう1つ、応答的關係というのもここでは当たり前のようにあ
れしていますけれども、言葉としては新しいというか、すぐわかるとい
うか……

(E 委員)

これは定義したほうがいいと思いますね。

(委員長)

ご意見がなければ、もうそのように。ではここを、今の意見を参考に
して、もう1回直したものを提案します。では次回に提言書をまとめて、
2月28日に市長に提言書を提出すると。

(D 委員)

2月28日に決まったのですか。

(委員長)

ああ、それはまだあれていない……

(兼子コミュニティ課長)

それはちょっと私のほうからの提案です。

再度申し上げます。次回の2月19日に再度審議していただいて、提
言書の提出は市長の日程がちょっとございまして、2月28日午前9時
から9時30分、庁議室ということでご提案したいのです。皆様の御都
合ということで、よろしくご審議いただきたいと思います。

(委員長)

では、28日9時からということで。

(J 委員)

セレモニーでしょう。

(委員長)

セレモニー、30分ですから。

(C委員)

セレモニーで、市長とはちょっと話せるのですか。

(兼子コミュニティ課長)

30分ですから、若干あると思います。それで、その後ちょっと私どもからのお願いなのです、これは事務局から。提言書を提出いただいて、その後に条文にしますよね。その条文にするときに、やはり条文の文言で、結構いただいた中で、若干変わってくる場所があると。我々が今度、職員とか、また市民とかいろいろパブリックコメントだとかやりながら、いろんな部分について、質問に答えなければいけない。その辺のちょっと問答を、その日に市長への提言が終わった後、ちょっとお時間をいただければと思っております。

(委員長)

それは9時半以降に、ということですね。

(J委員)

事務局が、市長とやるという意味ね。

(D委員)

いやいや、事務局と私たちが、委員会が。1時間くらいですか。

(兼子コミュニティ課長)

時間的にはちょっとわからないのですけれども。庁議室で、はい。

(委員長)

先生は。

(関谷先生)

ちょっと調整させてください。多分大丈夫だと思うのですけれども。

(委員長)

それでは、その他、この提言書作成について、一応今のお話で、提言書作成ですから、この後は次回を控えて、何かこの委員会として考慮しておくことというのはありますか。提言書をこういった形にまとめるとか。

(兼子コミュニティ課長)

そうですね、今大分できあがりつつありまして、そのかがみですかね、皆様の思いというところでいただければ、またありがたいのかなと思います。

(E委員)

私もそれを、ご提案しようと思っていたのですけれども。市長にこれをはいというわけにはいかないと思うので、我々の思いとか、こういうことはぜひ条文にするときに気をつけていただきたいとか、という……

(D委員)

そこまではいいんじゃないですか、思いでいい。

(E委員)

いやいや、思いを入れて。例えば、文言についてはかなり相当細かいところまで詰めているので、めったやたらといじくらないでくださいと変えたりしないでと、そういう意味。そういうようなことでお願いしたいとかさ。これが市長にちょっと会ったらね、またこれから相当ちゃんちゃんばらばらやらなくてははいけませんなんて言ったからさ。だから自治基本条例のときにやったから、「それとまた同じことをやるようですかね」と言うからさ、「さあね」と言っておいたけどさ。

(D委員)

でも、ちゃんちゃんばらばらはやれないですよ。自治基本条例のときは調整委員会があって、そこでちゃんちゃんばらばら本当にやったけれども、ここはもう全然……

(E 委員)

ここは違うから。だからそれはよけいね、市長に渡すときに、「こういうことだけにご注意いただきたい」とか「十分配慮をお願いしたい」とか。それを、我々の思いを伝えておかなくてはいけないのではないかと。そういう意味で、ぜひ皆さんに考えていただきたいなど。

(D 委員)

やればよいけれど、やれないではないですか。

(C 委員)

だからそれこそあれでしょう、提言書を出した後の市民参加をどうするかと、我々の…。

(E 委員)

それも含めてですけれどもね。それをぜひ実現してほしいとか、何でもいいですよ。

(D 委員)

パブコメだけでいいのかな、という感じだよ、そうすると。素案になって、素案になるまでに、まああるわけですよ。素案を発表して、市民に出して、パブコメということですよ。

(兼子コミュニティ課長)

はい。素案の前に、やはり時間をちょっと皆さんと若干ほしいなというの、ありますよね。

(E 委員)

ぜひ、お願いしたいよね。これだけ委員会を何十回も、24回もやっ

て、それでパパパッ、はい終わりというわけには、ちょっとね。

(J 委員)

読むケースだったら、がっかりしてしまう。

(D 委員)

提言書の中にも、そういう意味での、この素案ができるまでの検討委員会との関わり方とか、そこまでは言えないのですか。

(C 委員)

そうか、後ろにつけるのかな、会議の経過とかね。

(E 委員)

それこそさ、良好な応答的關係で……

(D 委員)

関係を持ちたいと言わないといけませんよ。やはり素案ができるまでの、だから提言書の中身としていろんなことを書くわけではないですか、思いを書くのだけれども。それ以外に具体的に、つまり素案作成までにいろいろ紆余曲折あるのでしょうかけれども、そこでこの検討委員会との関わり方みたいなものも、入れたらいけないかしら。入れましょうよ。

(E 委員)

ぜひ入れてほしいよね。

(J 委員)

でも、どんな組織で検討委員会なんていうのは、まだわからないのでしょう。

(D 委員)

委嘱は、いつまででしたか。

(兼子コミュニティ課長)

一応3月です。

(委員長)

3月末。

(D委員)

では、まだ時間はあるのだから。

(E委員)

だけれども、ある程度の条文の形が出てくるまでには、相当かかるでしょう。だから委嘱期間が切れても、そのときは……

(D委員)

元・市民検討委員会として……

(委員長)

事務局のほうでは、この提言書にそれぞれの委員の思いを紙1枚に書いて、同時に提出するというイメージ、ですか。

(D委員)

そうしたら、それぞれが書くのですか。

(兼子コミュニティ課長)

いやいや、今のイメージ的には、皆さんの御意見をかがみ文みたいな形でいただければ、というところです。

(C委員)

これは、市長宛のかがみをつけるわけでしょう。これも別紙として、付随した提言書に我々の思いをまとめて付けて、さらにそれに委員会の検討経過とかメンバー表とか、そういうものを付けてだすのかなという

イメージなのだけれども。そこまでは要求しないですか。

(委員長)

もっと言うと、前文に書けなかった、この条例に対する思いとか、流山市のこれからあってほしい姿とか、何かそういったことをかがみ文として…。

(D 委員)

それはちょっと違うと思います。そこは前文に込めなければいけないので。ここまで検討委員会として、条文の案みみたいなものを作成した思いと、今後その条文を条文としてなってほしいこととか、そこでいいのではないですか。そうでないと、将来の流山市像になってしまったら、もう具体的に、抽象的すぎてしまって。

(E 委員)

それなら、1人ずつ名前をかいてかいたらどうですか。全体でまとめなくたって。一人ひとりの思いをかいたら。

(D 委員)

そうですね。そうしたら、将来の流山市を書きたければ書いてもいいけれども、それは違うと思いますね。

(委員長)

今は一人ひとり書くという話ではなくて、事務局のほうは……

(E 委員)

だからそれを書いて、1枚市長に渡せばいいのですよ。一人ひとりが書いてもいいのでしょうか。

(兼子コミュニティ課長)

どちらもそれは、特にないです、決まりは。

(委員長)

それで、どうしましょうか、皆さん。

(D 委員)

でもそれってバラバラでね、これは将来の流山をかいて、こちらは何とかでというように、読み取っても、受け取るほうとして本当に思いの重さというのが受け取れないと思う、反対に。思いの重さにならないと思うのですよ。個々のつぶやきになってしまう、それだと。つぶやき、感想になってしまう。それでは重さがない、やっぱりだめ。それは、やはりこの思いみたいなものを集約して、やはりやらないとね。感想は感想でいいと思いますけれども。

(E 委員)

では集約しましょう。次回に集約しましょう。

(委員長)

そうですね。ちょっとその議論を次回にやるということで、もう時間も……

(C 委員)

次回は何時からでしたか。

(委員長)

9時半からです。

(D 委員)

先生は9時半にいらしていただいて、私たちは9時からと言っていましたよね。

(C 委員)

この議論をしていたらだいたいぶ… 9時半を早めようかと。

(D 委員)

先生は9時半にいらしていただいて、私たちは9時で。

(E 委員)

9時でいいですよ。

(C 委員)

この議論で2時間半でしょう…

(D 委員)

だって、前文のところで…仕方ないですよ。最初のところで議論をいっぱいしたから。あれはあれで大事な議論だと思いますけれど。でも、思いというのは条文になる思いでいいわけですから、そこはもう少し集中的に議論しましょうよ、ばーっと広がらないで。

(委員長)

はい、時間はどうでしょうか。9時ですか。

(D 委員)

9時にその提言書の内容を、先生がいらっしゃるまでに30分で大体詰めると。

(委員長)

はい、では次回は9時ということで。事務局から最後に何かありませんか。

(兼子コミュニティ課長)

特にありません。次回の場所はここです。401です。

(委員長)

では先生から最後に何かありましたら。

(関谷先生)

いえ、もう大丈夫です。

(委員長)

それでは、すみません、30分ほど延びましたことをお詫びします。
それでは、今日はこれで終わります。ありがとうございました。

(閉 会)